令和 4 年第 2 回熊野町議会定例会 会議録 (第 2 号)

1. 招集年月日 令和4年6月15日 2. 招集の場所 熊野町議会議場 3. 開議年月日 令和4年6月15日 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 4. 出席議員(16名) 1番 水 原 耕 一 2番 福垣内 邦 治 3番 光 本 一 也 4番 中島数宜 尺 田 耕 平 竹 爪 憲 吾 5番 6 番 諏訪本 光 7番 8番 沖 田 ゆかり 9番片川 学 10番 時 光 良 造 11番 民 法 正 則 12番 荒 瀧 穂 積 13番 山 吹 富 邦 14番 山 野 千佳子 15番 中原 裕 侑 16番 大瀬戸 宏 樹 5. 欠席議員(0名) なし 6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 長 三 村 裕 史 副 町 長 岩田秀次 教 育 長 平 岡 弘 資 総 務 部 長 西 村 隆 雄 住民生活部長 貞 永 治 夫 健康福祉部長 時 光 良 弘 建設農林部長 堂 森 憲 治

隼 田 雅 治

西岡隆司

教 育 部 長

総務部次長

住民生活部次長	西	Ш	伸-	一郎
健康福祉部次長	西	村	ゆ	り
建設農林部次長	安	宅	俊	道
建設農林部公営企業担当次長	寺均	亘内	栄	作
教 育 部 次 長	<u> </u>	花	太	郎
財務課長	多り	入見 しゅうしん しゅうしん しゅうしん しゅうしん しょうしん しょく しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんしん しんし	良	数
政策企画課長	須	賀	雅	彦
産業観光課長	近	藤	光	宏
収納管理課長	福	嶋	春	樹
防災安全課長	花	岡	秀	城
生活環境課長	熊	野	孝	則
高齢者支援課長	井	原	志伊	呆里
子育て支援課長	佛	圓	至	裕
健康推進課長	桐	木	和	義
農林緑地課長	堀	野		准
都市整備課長	宗	像	雅	充
会 計 課 長	福步	亘内	哲	治

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

榎 並 正 和

議会事務局書記

尾濵宏教

8. 議 事 日 程 (第2号)

開会宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)について

日程第 3 報告第 3号 専決処分した損害賠償の額の報告について

日程第 4 報告第 4号 専決処分した損害賠償の額の報告について

日程第 5 議案第22号 専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及

及び承認について

- 日程第 6 議案第23号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の報告及び承認について
- 日程第 7 議案第24号 熊野町税条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第26号 専決処分した令和3年度熊野町介護保険特別会計補正予算 (専決第1号)の報告及び承認について
- 日程第10 議案第27号 専決処分した令和4年度熊野町一般会計補正予算(専決第 1号)の報告及び承認について

(開会 9時30分)

○議長(大瀬戸) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、昨日 に引き続き、会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

○議長(大瀬戸) これより日程第1、一般質問を行います。

2番、福垣内議員の発言を許します。福垣内議員。

○2番(福垣内) おはようございます。2番、福垣内邦治です。

本日は、小中学生の町外派遣について及びDXの推進やシステムの購入についての2 点について質問させていただきます。

まずは、小中学生の町外派遣についてお聞きしたいと思います。

コロナ禍も3年目に入り、子供たちの学校での、あれやこれやの自粛にも既に慣れっ こになってしまっている状況かと思います。ウイルスを常に気にしながらのストレスを 強く感じる学校生活は、子供たちにとって酷なものであっただろうと思います。と同時 に、マスク着用が当たり前となり、お互いの表情が感じられにくい、分かりにくい、笑 顔が直接見られない、このようなことも子供たちの成長においては、よいものではなか っただろうと危惧しております。 子供たちには伸び伸びと、何事に対しても取り組んでほしい、それがかなわぬコロナの状況は、誰の責任でもないのですが、恨めしい限りです。

本題ですが、古来よりある子育でに関する言い回しの一つに、「かわいい子には旅をさせよ」というものがございます。多くの場面で使われ、よく聞く言い回しの一つかと思います。誰にとっても、我が子はかわいいものです。過保護にならないよう気をつけましょうねとの意味合いが含まれているのかもしれません。旅とは、旅行の意味合いが主であるとは思いますが、研修をさせる、冒険をさせる、いろいろな意味で経験を積んでいってもらうことでもあると思います。

熊野町や議会、それ自体が家庭や学校に勝るほど、子供たちとの接点を持つことは難しいことです。しかし、しっかりと応援しているよとのメッセージが届くように、何か具体的に行動しなくてはいけません。地域全体で支援していかなくてはなりません。そう考えたときに旅の一つとして何らかの機会、チャンスを熊野町の子供たちと共有できないかと思うのです。

我々は旅行代理店ではございませんので、観光地やアトラクションを紹介し続けると いったことは主眼ではございません。検討いただきたい点を列挙させていただきます。

現在、友好都市関係にある熊野市さんとの親善大使等で活躍してもらうことはできないでしょうか。交流を深めていく点においても、少しでも多くの熊野町の若い人が三重県や熊野市を訪問し、先方での生活を体験することは有意義なことかと思います。先方との調整を要することかと思いますが、三重県熊野市さんからも書道に興味がある、絵を描くことが好きだ、メイクアップブラシ等を詳しく知りたい、そんな方を迎え入れ、筆のまち熊野町を実際に見ていただくことは現在の両市町にとって、また、双方の次世代を担う方にとって有意義なことと考えます。

趣旨は同じになりますが、熊野市さんだけでなく、町長及び幹部職員の方々、議会議長が表敬訪問といった形で県内均衡の各種団体、他市町村さんで行われているお祭りなどへの行事に赴かれることも多かろうと思います。御挨拶を交わしていただく中でビジネスにつながったり、お互いの地元商工会へ持って帰ったりできるお話もあろうかと思います。意義もあることかと思います。と同時に、当町は、教育のまちを標榜しております。先方様に、首長等に代わり、親善大使として小中学生代表、または小中学生から成る代表団の総合派遣を検討してもらいたいと、お願いしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次回より全てと考えず可能な行事から、先方の理解が得られるところから、御検討いただきたいと思います。若い方にこそ熊野町の代表として誇りを持って、親善大使等の役を担ってもらいたいと思うのです。

もう一点、小中学生の海外への研修、視察に関してですが、昨日、竹爪議員の質問の中で、町長、総務部長より慎重に検討するとの御答弁がございましたので、この点に関する質問は控え、私からも積極的に進めてもらいたいという要望のみ、お伝えさせていただきます。

続いて、役場庁舎内におけるDXの推進やシステムの購入に関しましての質問をさせていただきます。

庁舎内事務が紙ベースで行われていた頃は、どこで買っても、どのように買っても、品質に大きな差異はなく、事務遂行に支障が出たり、町民にとって不利益となるおそれなどは、あまり心配する必要はなかったと思います。常識の範囲内という便利な言葉がございますが、とんでもなく粗悪な紙、インク、とんでもなく高額な紙、インクもなかったわけです。ところが現在、多くの会社、官公庁でコンピューター化が始まり、現在では可能な限り、紙はやめよう、デジタルでいこうという流れです。基幹システム、電子機器、ネットによる通信などが導入されるに伴い、専門家だけが違いが分かるのみで、多くの素人には何とか使い方が分かっても、どうやって処理されているか、仕組みは全く分からない。そのような事例が増えております。

例えば、A社、B社、どちらのものを使用するのがより効率的か、費用効果的に優れているか、耐久性があり、安全性が高いかといった比較優位性の検討は、現実問題として一般的な知識を有しない我々には、できなくなっています。使いやすそうだな、何となくよさそうだなといったイメージ先行とも言えなくもない状況です。

土木建築の分野におきましても、建物の建築工事発注に際しては、プロポーザル方式による提案型が増えているのも必然的な流れかもしれません。しかしながら、外部からの説明を単純にうのみにして、何でも購入、採用していくわけにもいきません。予算には限りがあるということを理解していれば、国が行っているようにケイセッキ対策と称し、大型の補正予算を赤字国債で際限なく補うなどといった手法は取れないわけです。

話がそれましたが、熊野町においても効率的な予算執行を行っていく上で電子機器、 例えばパソコンの購入やシステム保守管理業者選定に際して、ある程度の専門知識ある 人材を育成していく必要があると考えます。町職員のインターネットやパソコンの技能 習得状況について、パソコン機器の購入、システムの導入について、利便性、汎用性の あるものとなっているか、購入、導入については適正に行われているか、お伺いいたし ます。

○議長(大瀬戸) 町長の答弁を許します。町長。

○町長(三村) 福垣内議員の2つの御質問、「小中学生の町外派遣事業について」と 「DXの推進やシステムの購入について」お答えします。

1番目の小中学生の町外派遣事業についてですが、まず、令和元年11月に友好都市協定を締結した三重県熊野市との連携・協力・交流事業は、コロナ禍の影響により、令和2年度からの2年間、計画に沿った実施ができていない状況でございます。私も、この2年間で熊野市に訪問したのは、昨年の11月に「紀伊半島大水害10年防災訓練」を視察した1回のみとなっております。

このような状況ではございますが、小中学生が熊野町の親善大使として熊野市に赴いて交流することは、住民間の相互交流を促進する上で、両市町にとって有意義な取組であると考えますので、小中学生の相互派遣について教育委員会とも連携し、熊野市と協議・検討してまいりたいと考えております。

海外派遣事業については、省略させていただきます。

次に、2番目のDXの推進やシステムの購入についてですが、通常業務において必要不可欠となるパソコンを全職員が使用しており、一定のIT知識が必要となっております。これにつきましては、日頃から、情報政策担当課における迅速な質問対応・指導などの取組により、基本的なソフトウエアの操作やインターネットによる情報検索に必要な最低限の技術・知識を持ち合わせていると考えております。

また、パソコンや周辺機器の購入、システム導入の際には利便性や汎用性を含め、安定的に稼働するために最低限必要となる仕様や機器の性能について、専門的な知識を有するITコーディネータに委託し、妥当性を評価いただくなど、適正で過不足のない整備に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) 御答弁ありがとうございます。

1つ目の質問、「小中学生の町外派遣について」、具体、各行事についてお伺いさせていただきます。

三重県熊野市さんとの交流に関しまして、今後はどのような行き来が予定されていらっしゃいますでしょうか。

○議長(大瀬戸) 須賀政策企画課長。

○政策企画課長(須賀) 今年度の熊野市との連携・協力・交流事業といたしましては、イベントへの相互出展、ふるさと納税における返礼品のコラボ、図書の相互貸出し、両市町に関する展示物の展示、特産品の販売・共同開発、そして、防災等に関する交流・連携を予定しております。

しかしながら、コロナウイルス感染症の影響によりまして、熊野市で5月に開催予定であったオール熊野フェスタでの特産品出店については、現時点では延期、開催時期が未定というふうな状況になっております。また、8月に開催予定であった熊野大花火大会も中止というふうに伺っておるところでございます。

そのような状況ではございますが、今年9月に本町で開催予定の筆まつりには、熊野市民の競書大会への参加について、検討されているということを伺っておりますので、 住民レベルでの交流も実現できればというふうに思っております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) ありがとうございます。

それらの中で具体的に、何か先方、熊野市さんに対して、いい機会ですので小中学生 代表、または代表団の相互派遣を検討していただけませんかというふうに、提案してい ただくようなことはできませんでしょうか。

○議長(大瀬戸) 須賀課長。

○政策企画課長(須賀) 先ほど、今年度の交流事業について説明をさせていただきましたが、今後、熊野市のオール熊野フェスタ、熊野町の筆まつりで、相互の特産品販売で行うイベントの相互出店などの交流において、小中学生を親善大使とした相互派遣を検討することは可能であると考えております。

また、現時点で交流事業等しておりませんが、お互いの市町では毎年1月・2月に駅 伝大会を開催していることから、小中学生のチームを編成して相互派遣交流を図るといったことは、これまでも検討しておりますので、引き続き交流の促進に向けて、熊野市 と協議・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) ありがとうございます。

当熊野町は、世羅町さんと並びまして、県内では、駅伝、長距離走が大変盛んなところでございます。そういうところへ、そのようなスポーツ交流を、検討していただけるということは大変有意義なことかと思います。町長部局さんのお考えはお伺いできました。ありがとうございます。

さて、先ほど町長の答弁の中で、教育委員会さんとも連携して、熊野市と協議・検討 したいとのことでございましたが、教育委員会のほうから小中学生の相互派遣、交流等 について検討、提案できそうなものはございませんでしょうか。

○議長(大瀬戸) 平岡教育長。

○教育長(平岡) 現在、小中学生の熊野市との交流につきましては、先ほどから出ておりますけれども、コロナ禍の影響によって、現在進んでいない状況があります。今後は、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。本町におきましては、現在、タブレットや電子黒板等を活用した、インターネットを通じた授業も行っております。条件が整えば、インターネットを通じてオンラインで、小中学生間で交流が可能かというふうに考えております。

現在、小中学校で取り組んでおります、ふるさと教育の内容について、熊野市の小中学生に学んだことを発信していく、そのような効果的な学習にもつながることが考えられます。相手意識を持った表現力を育成するためにも、さらに、そのような取組を通して学習が深まることも期待されます。まずはオンラインを活用して、交流の在り方について研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) 教育長、ありがとうございます。

お互いの市町の小中学生がオンラインを活用しての交流は、両市町のことを発信し合うということで、児童生徒の表現力の育成、視野の広がりにもつながり、有意義な取組だと思いますので、熊野市さんとの小中学生の相互派遣・交流等について、町長部局、教育委員会部局とも協議・検討をよろしくお願いいたします。

続いて、熊野市さん以外との相互表敬訪問、儀礼的訪問ですとか、どのようなものが ございますでしょうか。若い世代、主に小中学生さんたちに、それらの経験をしてもら えたらなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(大瀬戸) 須賀課長。

○政策企画課長(須賀) 現在、熊野市とは別に、東京都豊島区とも、芸術文化での交流 や連携を進めていこうと考えております。本来、町制施行100周年の年、平成30年 にお迎えをし、交流を始める予定でございましたが、西日本豪雨災害で延期となりまし た。令和2年に入りコロナ禍に見舞われる中、令和2年10月に豊島区長さんはじめ、 染井よしの桜の里協議会の方に来町いただきまして、筆の里工房において、豊島区・熊 野町・ソメイヨシノ植樹記念式典を行いました。この式典を契機として、これから本格 的に交流・連携というときにコロナウイルス感染症拡大の影響により、延期を余儀なく されているところでございます。

豊島区の紹介となりますが、アニメやコスプレの大型店が多くあり、コスプレパレードが池袋などで行われるなど、日本のサブカルチャーの拠点となっております。また、

東京芸術劇場など多くの劇場が点在し、音楽や舞台芸術を中心とした、誰もが主役になれる劇場都市として、一年を通して様々な文化イベントが実施されております。毎年、染井よしの桜まつりなど、行事、イベントが盛んに行われておりますので、小中学生の相互派遣等について、豊島区とも協議を行いながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) 詳細な御答弁ありがとうございます。

豊島区さんと御検討の芸術分野での交流などは、まさに次世代の方にこそ体験していただきたいものばかりです。最先端の情報に触れ、その空気を味合う経験は、若いときにこそ味わってほしいと思います。折に触れ、若い人に他の市町村さんとの交流の機会をつくっていただきますように要望いたします。

続きまして、2番目のDXの推進やシステムの購入についての質問をさせていただきます。

職員さんのパソコンの技能習得状況について、先ほどの御答弁では、職員は、通常業務で使用する最低限の技術、知識を持っているとのことでしたが、新人職員さんが業務中にパソコンの使い方が分からなくて困っているような場合など、どのように対応しているしゃいますでしょうか。

○議長(大瀬戸) 須賀課長。

○政策企画課長(須賀) 新人職員にかかわらず、基本的に、職員からの質問や不具合への対応につきましては、情報政策担当課である政策企画課の職員が対応しますが、各課において課内情報担当者を選任し、この情報担当者に対し説明会を実施するなど、課内で解決できる案件は極力、各課の情報担当者で迅速に対応するなど、体制を整備しております。

また、出先機関を含めた庁舎内の情報関係全般の疑問や不具合に対応するため、庁内 LANの保守契約に基づいてIT企業の保守員が週3日常駐し、さらに、リモートでも、

いつでも対応可能な体制としておりますので、課内情報担当者や政策企画課職員で分からないこと、少し難題なことが生じれば、この保守員が適宜対応することとしております。

以上です。

○2番(福垣内) 役場の事務を執行する上では、パソコンが必要不可欠ということでございましたが、パソコンにはいろいろなソフトウエアをインストールして利用していらっしゃることと思います。全ての職員さんが同じ状況、同じ状態のパソコンを使用していらっしゃるのでしょうか。また、基幹系のシステムは、全ての職員さんが使用していらっしゃいますでしょうか。

○議長(大瀬戸) 須賀課長。

○政策企画課長(須賀) 基本的に、パソコン端末には担当業務で必要となるソフトウエアやシステム及び基本的なソフトウエアをインストールしており、各業務でどのようなソフトウエアやシステムを導入しているかを情報政策担当課のほうで把握をしているため、それらが安定的に稼働するのに必要なスペック、性能を整えたものを導入しております。

具体的には、基本的なソフトウエアであるワードやエクセル、パワーポイントは、全ての職員にインストールしておりますが、図面を設計するソフトウエア、例えばキャドなどにつきましては、設計を担当する職員のみ、パソコンにインストールをしております。また、よく国の報告に当たっては、特定のソフトウエアをインストールして回答するよう指示がありますが、そういった場合も情報政策担当課のほうにソフトウエアの導入を協議するなど、適正な導入となるよう管理をしております。

次に、現在、庁舎内では情報系システムと基幹系システム、これが導入されておりますが、庁舎内でのコミュニケーションや外部とのやり取りを主とする情報系システム、これは全職員が利用しております。

一方、マイナンバーを含む個人情報を取り扱う基幹系システムにつきましては、厳格

なセキュリティが必要となることからネットワークを分担した上で、その事務を担当する職員のみパソコン機器を配備し、さらに、アクセスできる業務に制限をかけるなど、必要な業務以外での利用ができないような環境を構築しているところでございます。 以上です。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) 先ほどの町長の御答弁の中で、パソコン機器の購入やシステムの購入 については、ITコーディネータに意見を聞きながら適正に実施しているということで したが、ITコーディネータとはどのような方でしょうか。

○議長(大瀬戸) 須賀課長。

○政策企画課長(須賀) I Tコーディネータとは、パソコンなどのコンピューターや様々な業務システム、インターネットなどのネットワークに関する技術と企業経営、両方の知識を持ち、経営者の経営戦略、実現する I T化支援サービスを行う専門家でございます。これは経済産業省推進資格と称されて、I Tの進化、スピードに対応するための民間資格というふうになっております。

熊野町では、県内のITコーディネータ14人で組織する広島ITコーディネータ協同組合と平成19年から情報化支援業務として委託契約を締結し、パソコンや周辺機器の購入、システム導入の際には、機器の性能やシステムの仕様、購入金額、システム導入経費等について、専門的な知識に基づいて適正に妥当性を評価いただきまして、適切で過不足のない購入、導入に努めているところでございます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) 国のほうでは、デジタル田園都市国家構想たるもので、自治体のDX の推進を進めていこうとしておられますが、熊野町においても独自で、ITコーディネ ータの資格を持った方やデジタル人材を採用することができれば、DXの推進が加速す ると思われますが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

○議長(大瀬戸) 須賀課長。

○政策企画課長(須賀) 現在、情報政策担当課である政策企画課・情報グループに配備された職員が、庁舎内では最もIT・デジタルに精通した職員となります。ですが、デジタル専門人材でない上に、役場の組織上、何年か経過すれば異動ということになりまして、DXを推進する上では課題というふうになっております。ITコーディネータの資格を持った方やデジタル人材の採用については費用面の折り合いや、現時点において、全国的にデジタル人材自体が不足しているというような状況でございます。独自の採用も含め、県と県内全市町で構成する県・市町情報人材研究会での人材確保の協議やデジタル人材に関する国の動向に注視し、検討を続けていきたいというふうに考えております。

なお、IT情報技術の専門的な見解等につきましては、引き続きITコーディネータ 協同組合に支援をいただく中で、各課情報担当者がその視点を身につける、また、情報 政策担当課の職員間の情報共有及び引継ぎを徹底するなど、IT、デジタルに精通した 職員、人材を育成できるよう、指導体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) これから先、熊野町における自治体DXの推進について、今後はどのように取り組んでいくのか、分かっているところまでで結構ですので、教えてください。

○議長(大瀬戸) 須賀課長。

○政策企画課長(須賀) 熊野町では令和2年度からDXの推進に取り組んでおります。 取り組んでおりますが、多様化する社会課題への対応、危機事象発生時の業務継続が求 められる中、デジタル技術を活用しながら、計画的・継続的に行政サービスの変革を推 進するために、令和3年3月に熊野町DX推進計画を策定しました。この計画において は行政サービスの利便性の向上、行政運営の効率化、地域課題の解決、情報通信基盤の 整備の4つの基本方針として、令和7年度まで計画的に取り組むこととしております。

今年度の主な取組としましては、基幹系業務システムの標準化・共通化、庁内ネット ワークシステムの最適化、行政手続のオンライン化、情報発信収集・分析の高度化に取 り組むこととしております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) それでは、最後に、行政手続オンライン化に取り組まれるということなんですが、これにより住民さんの利便性はどのように向上するのでしょうか。また、情報発信・収集のために、具体的にどのように取り組まれるのでしょうか。

○議長(大瀬戸) 須賀課長。

○政策企画課長(須賀) まず、行政手続のオンライン化につきましては、国が推進しているデジタルガバメント実行計画に踏まえ、自治体DX推進計画に記載された、特に国民の利便性・向上に資する手続について、令和4年度末を目指して、原則、全地方公共団体で、これは国のシステムになりますけれども、マイナポータル(ぴったりサービス)からマイナンバーカードを用いて、オンライン手続が可能となるように取り組むこととされたことに伴いまして、本年度、子育て・介護の分野で、利用可能な手続の充実を図ることとしております。また、子育て・介護以外での手続や手数料が必要な手続、マイナンバーカードを用いない手続につきましても現在、広島県・市町共同利用型電子申請システム、これにより対応することとしております。

これらの取組によりまして、住民の暮らしに関する様々な手続をいつでも、どこでも、 安全に利用することが可能となり、役場に行かなくてもよい、待たなくてもよい、書か なくてもよいなど利用者の立場に立った、スピーディーな行政サービスが実現できるも のと考えております。なお、「行かない・待たない・書かないの窓口」の実現に向けて 現在、マイナンバーカードの普及促進にも力を入れているところでございます。

次に、情報発信・収集についての取組についてですが、今年度特徴的な取組としまし

ては、町のLINE、公式アカウントにおいて住民ニーズに応じた、分野別の情報発信を行うことで、必要な情報を必要な人にのみ発信できる機能、キーワードでの質問に自動で応答する機能など導入することにより、効果的な情報発信及び、いつでもどこでも問合せが行える環境を構築することとしております。これによりまして、住民サービスの向上と業務の効率化を同時に実現することができるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 福垣内議員。

○2番(福垣内) 2項目、御質問させていただきました。詳細な答弁をいただきまして ありがとうございます。

最後に、再度要望を述べさせていただきます。

ゼロコロナとは言いませんが、あまり気にせず、子供たちの自由で伸び伸びとした生活が早く戻ってきてくれればいいなと思うところです。そのときには、ぜひJRの切符なり、航空券なりを手渡し、これで行ってきてほしい、見聞を広めてきてほしいと、大いに期待しているよと、町内小中学生さんに声をかけてあげていただきたいものだと思います。また、昨日、竹爪議員も質問の中で提唱されていらっしゃいましたように、海外の派遣等もしっかり考えていってほしいと思います。大きな市町村などでは既に、若い世代に対しての海外研修等の準備を検討しているようです。欧米への本格的な視察団からアジア近隣諸国などへの短期派遣、いろいろな形があるようです。

本熊野町は、人口規模二万数千人と、決して大きな自治体ではございませんが、世界と直接つながっている、世界を相手に商売をされている企業さんがたくさんございます。たくさんのビジネスマンの方が広島駅から大阪方面、東京方面へと御出張・商談に出かけれておられます。次世代でも世界で通用する人材のニーズは増えていくことかと思います。若いときに世界を学ぶきっかけの一つとして、町ができる後押しを検討いただきたいと思います。

熊野町のDXの推進につきましては、おっしゃっていただきました「行かない・待たない・書かない」、そういう窓口として、住民の利便性を向上させる取組、これは、ぜひ早期に推進していっていただきたいと思います。

いずれにしましても、パソコン機器の購入やシステムの導入につきましては、当然、 町民からの税金を投入していることを肝に銘じ、業務遂行に当たっては必要最低限の仕 様、適正価格でもって専門的なITコーディネータからの意見をいただきながら、適正 に実施していただくよう要望いたしまして、私からの質問を終えさせていただきます。 御答弁は結構です。

○議長(大瀬戸) 以上で、福垣内議員の質問を終わります。

続いて、5番、尺田議員の発言を許します。尺田議員。

○5番(尺田) 5番、尺田でございます。

本日は、通告に基づき、大人のひきこもり対策について質問いたします。

内閣府の調査結果では、15歳~65歳までのひきこもり状態にある方は100万人を超えると推計されており、40歳以上64歳以下のひきこもり状態にある方が約61万人いることが示されております。そのうち、57.4%が40歳以降に、ひきこもりを始めたことが明らかになっております。また、ひきこもりの長期化と高齢化により、80代の親が50代の子の世話をせざるを得ない家庭が増えているという、いわゆる「8050問題」が社会問題として報道されております。これに関連した事件としては、2019年に発生した、元農水事務次官、長男殺害事件などが記憶に新しいところでございます。

内閣府の調査によると、中高年のひきこもりのうち、自分自身で生計を立てていると答えたのは30%弱、それ以外は、約34%が親、17%が配偶者、9%が生活保護などによって生計を立てているとあります。このまま放置すれば、孤独死や衰弱死の問題、生活困窮にもつながりかねないことが示されております。ひきこもりは、ふだん目にしない存在であるため問題意識が薄れますが、熊野町でも高齢化が進んでおり、「8050問題」は喫緊の課題であります。

また、親が90代、子供が60代という「9060問題」への移行も始まってきており、認知症があり、寝たきり状態の90代の親と、ひきこもりの70代の子の家庭のケースでは、訪問入浴などで介護士が出入りするのを息子が嫌がり、「今日は、そういう気分じゃないから帰ってくれ」と追い返され、親に必要なサービスを行えなかったということもあったといいます。

本日の質問は、当事者やその家族に対して現状の対応を踏まえ、今後のさらなる支援 や、ひきこもり予防を図るため対策等について、執行部からの詳細な答弁を求めたいと 思います。よろしくお願いいたします。

○議長(大瀬戸) 町長の答弁を許します。町長。

○町長(三村) 尺田議員の「大人のひきこもり対策について」の御質問にお答えします。 ひきこもり問題の背景は多様で複雑であるため、支援も長期化することが多く、近年 「8050問題」と言われるように、ひきこもり本人とその家族の高齢化も課題になっています。

ひきこもり支援については、ひきこもっている人はもちろん、その家族も支援の対象 であることを基本に、地域包括支援センターや社会福祉協議会、医療機関などと密接に 連携しながら支援を行っております。

詳細につきましては、健康福祉部長から答弁をいたします。

○議長(大瀬戸) 時光健康福祉部長。

○健康福祉部長(時光) 尺田議員の「大人のひきこもり対策について」の御質問に、詳細にお答えします。

「ひきこもり」とは、様々な要因が起因して、「仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流はほとんどせずに、6か月以上続けて自宅に引き籠もっている状態」であり、時々買物などで外出するような場合も「ひきこもり」に含めるとされています。つまりは、長期にわたって自宅で過ごすことが中心で、就労や就学などの社会参加から遠ざかっている状態のことを指します。

ひきこもりは、病気や仕事、学業でのつまずきがきっかけになる場合が多いと言われていますが、取り立て原因と言えるものが見つからない場合もあり、ひきこもりからの回復のためには、まず家族の適切な理解と対応が大切になります。

ひきこもり対策の現状としましては、健康推進課、社会福祉課、高齢者支援課などの 相談で、ひきこもりの案件であれば、保健師がその部門と連携し、積極的に相談に対応 しています。 支援内容としましては、本人や家族を対象とした家庭訪問や対面相談、電話相談を行いますが、本人が他人に会うことに抵抗がある場合は、家族などに対応方法の説明を行い、本人が保健師等に会うことができる場合は、継続的に訪問や面談を実施し、必要に応じて医療機関の受診や障害福祉サービスの利用について一緒に考えます。

課題としては、ひきこもりの全体像の把握が難しいことが挙げられます。例えば経済的に余裕のある家庭などは、外部に相談することなく、長期間経過してしまうことなども考えられ、ひきこもっている人の把握をいかにしていくかが大きな課題です。もう一点、ひきこもり支援については、長期間にわたって支援を続けていく必要もあり、関連部署内におけるケース内容の引継ぎや、専門職の知識や技術を維持していくことも重要と考えています。

次に、「8050問題」についてですが、80代の親が50代の引き籠もっている子供を世話するという社会問題で、以前は働きに出ていたのに、急に引き籠もるようになったとか、子供の頃からの延長で、50代になっても引き籠もり続けているなどの様々なケースがあります。中高年のひきこもりは長期化しやすいため、早めの介入が必要です。何よりも家族や親族の協力が大きな鍵になります。家族や親族の方で相談をしていただける方は、まず町に電話などで相談いただき、一緒に解決できればと考えています。

最後に、今後の対応についてですが、解決に向けては非常に難しい問題ではありますが、今できることを念頭に置き、予防対策として、直接対面することなく相談できるSNSの導入や、家族がひきこもりを相談しやすい環境の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長(大瀬戸) 尺田議員。

○5番(尺田) まず、状況を確認させてください。

ひきこもりは若者の問題として扱われてきましたが、若者のひきこもりが長期化していることにより、近年では中高年のひきこもりが増加しています。中高年のひきこもりの把握はできているのでしょうか。相談件数及び熊野町の実態を教えてください。

○議長(大瀬戸) 桐木健康推進課長。

○健康推進課長(桐木) ひきこもり状態にある方の把握につきましては、健康推進課に
おいて現在、相談などの対応を行っている件数は10件あり、母から本人の将来につい
ての相談や、数年前から継続して訪問や電話支援をしていることが現状です。また、高
齢者との関わりのある熊野町地域包括支援センターが、家族などの状況から把握してい
る件数が15件あります。
以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長 (大瀬戸) 尺田議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○5番(尺田) 平成30年12月に生活状況に関する調査として、内閣府のひきこもり
調査があったように思われますが、町は、ひきこもりの人数をどのように推計している
のでしょうか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長 (大瀬戸) 桐木課長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○健康推進課長(桐木) 生活状況に関する調査については、町は調査対象ではなかった
ようですが、先ほども申し上げましたとおり、ひきこもり状態にある方で、現在対応し
ている方については状況なども把握していますが、町全体でどのくらいいるかの推計は、
難しいのが現状です。今後は、包括支援センターなどの相談機関、民生委員、学校など
の関係機関と連携しながら、現状の把握に努めていきたいと考えています。
以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長(大瀬戸) 尺田議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○5番(尺田) それでは、潜在的なひきこもりの方へのアプローチの方法や支援方法は、

- どのようにお考えでしょうか。
- ○議長(大瀬戸) 桐木課長。

○健康推進課長(桐木) アプローチの方法ですが、自分からひきこもりの相談をされる 方は少なく、ほかの案件で相談に来られた方で、ひきこもりなどで不安を抱えているこ とが分かれば、積極的に関わるようにしています。

支援方法としましては、先ほど部長答弁にもございましたが、保健師が継続的に、解 決への糸口を一緒に探していく状況です。

以上です。

○5番(尺田) ひきこもりということは表面に出にくいものでございますし、その把握 というのは難しいとは思いますが、民生委員さん、関係機関等と、これまで以上に強く 連携しながら、現状の把握に努めていただくとともに、本人や家族に対して、どうアプ ローチを行っていくかを研究し、実践していただくことを強く要望いたします。

それでは、次に、厚生労働省のひきこもり支援推進事業では「平成30年度より市町村においては、ひきこもりサポート事業として、ひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもり状態にある方の状況に応じた、社会参加に向けた支援を図るため、ひきこもり支援に関する相談窓口の周知やひきこもりの実態把握、ひきこもり状態にある方やその家族が安心して過ごせる居場所づくり、ひきこもりサポーターの派遣等を行っている」とありますが、熊野町のひきこもりサポート事業の実施状況を教えてください。

また、ひきこもりサポーターとはどのような資格なんでしょうか。

○議長(大瀬戸) 桐木課長。

○健康推進課長(桐木) ひきこもりサポート事業として、ひきこもり関連の相談があれば、窓口対応、電話相談や訪問などを行っています。また、若年層が中心ですが、くまの・こども夢プラザを利用した居場所づくりをし、本年度は、女性限定ですが、女性の居場所づくりをしています。今後は、対象者の拡大を研究してまいります。

また、ひきこもりサポーターは、資格等の要件はありませんが、ひきこもり本人や家族などに対する支援の関心のある方で、ひきこもり支援が適切に行えるための基本的な知識を要する方になります。県内市町におきましても、養成研修を実施している団体はなく、本町でも実施できていない状態にあります。今後、ひきこもりの早期発見や訪問支援の担い手としての効果的なサポートができるサポーターの養成については、町職員

も含めて、地域包括支援センターなどの関係機関と協議するとともに、近隣市町の状況 を研究してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長(大瀬戸) 桐木課長。

うに住民へ周知されているのでしょうか。

○健康推進課長(桐木) 個別で相談対応したほうが効果的と判断しており、保健師が相談を受け、町の関係課が連携し、支援を行っています。ひきこもり家族への勉強会やセミナーは、町では開催できておりませんが、広島ひきこもり相談支援センターで、ひきこもり支援研修会などを行っていますので、ホームページなどで、より多くの人に周知できるように努めていきます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 尺田議員。

○5番(尺田) 町のひきこもりサポート事業においては、中高年が参加しやすい居場所 づくり、就労に限らない多様な社会参加、家族に対する相談や講習会等の開催などの効 果的な事業の実施と研究をお願いしたいと思います。

次に、「8050」問題についてお伺いいたします。

対策はどのようにされているのでしょうか。

○議長(大瀬戸) 桐木課長。

○健康推進課長(桐木) 具体的な対策としましては、部長答弁と重なる部分もありますが、まずは家族などのお話をお聞きし、御本人のタイミングで会い、その後、定期的な訪問や面談などを提案し、希望されれば継続的に支援します。御本人のお話を聞く中で、出てきた心配事や課題、希望などをお聞きし、今後について一緒に考えて、適切な支援を受けられるような事業所を紹介します。御本人の状態から医療機関などの受診をサポートする場合もありますし、経済的な支援が必要な場合は、適切な相談機関と連携します。

また、手遅れになる前の対応については、経済的に困窮していたり、精神的・身体的に衰弱が見られる場合は、やはり家族の理解や、周りの方の御協力が重要であると考えています。町は、相談を受けた場合、社会福祉協議会、学校などの関係機関と連携を取りながら、支援を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長(大瀬戸) 尺田議員。

○5番(尺田) それでは、声を上げられない方については、どのように関わっていくの でしょうか。

○議長(大瀬戸) 桐木課長。

○健康推進課長(桐木) 声を上げられない方には、家族以外の交流の乏しさなどの社会的孤立、衛生などによる住環境問題、また、虐待やネグレクトが様々に関連し合っている場合が多く、中には支援拒否の状況の方もいらっしゃいます。家族や本人の意思に寄り添いつつ、包括支援センターや社会福祉協議会などの担当者と連携し、介入の糸口となるリスクや本人に働きかけるチャンスを、多様な角度から支援を行っていきます。これらは、すぐに解決できる問題でないため、長期にわたって関わりを持った支援を行っていくこととなります。

以上です。

○議長(大瀬戸) 尺田議員。

○5番(尺田) それでは「8050問題」から、先ほども少し説明を込めてさせていただきましたが、「9060問題」への移行が始まっているとお聞きしておりますが、熊野町の状況を教えてください。

○議長(大瀬戸) 井原高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(井原) 「8050問題」は、経済的な負担や生活の困窮が問題視されているものですが、「9060問題」は、介護が必要な親へ適切な介護をすることができない状態が主な問題とされております。現在の熊野町の状況からいたしますと、移行ではなく、どちらの問題も連鎖して起こり得る家庭が多いと感じております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 尺田議員。

○5番(尺田) 「8050問題」「9060問題」については、冒頭でも述べたとおり、 全国的に痛ましい事件も発生しており、本町でも耳にする問題でございます。このこと については、早めの予防的な対応が必要となります。家庭の問題に役所から介入すると いうのは非常に難しい問題だと思いますが、必要なときに必要な対応が取れるような体 制を整えていっていただきたいと思います。

それでは、今後の対応について伺いたいと思います。

まずは、大人のひきこもり予防の観点から伺います。

大人がひきこもりになる要因としては、対人関係のもつれや精神的ストレス、あるいは精神疾患など様々な要因があるようですが、一方では、小学校や中学校のときに不登校だった児童が、そのままひきこもりになってしまうケースも多いと聞いております。特に、不登校だった生徒さんが、中学校卒業後に高校へ進学しなかったり、就職もしなかった場合などが、私は一番心配でございます。教育委員会としては、その辺りの調査はされているのでしょうか。また、そうした生徒さんに対して、どのように関わっているのか、その辺りを教えていただけたらと思います。

		\sim \sim \sim \sim \sim		0 -						
○議長	(大瀬戸)	立花教育部 ~~~~~~	邓次長。	C						
		花) 小中等		O .						
ャル	ワーカーで	ありますとな	14、教育	支援員を	を配置いる	たしまし	て、また	.、担任	:教員等	争と連
携を	図って、家	医訪問であり) ますと	か相談を	行って、	、支援が	必要な場	場合は、	子育で	て支援
課と	情報共有、	連携を図りた	よがら、	必要なり	トービス	をつなげ	ていると	ころで	ござい	います。
また	、不登校児	童生徒を対象	象といた	しました	2、適応	指導教室·	への通級	などを	促すな	よどの
対応	も行ってい	るところでに	はござい	ます。						
中:	学校の卒業	後の進路につ	ついてと	いうこと	こでござ	ハますけ	れども、	調査を	実施し	してお
りま	すけれども	、その後のキ	犬況、例	えば高等	学校に 対	進学をし	たけれと	きも、途	中で連	艮学を
され	たとか、そ	ういった等の	つ追跡調	査は行っ	っていなり	ハところ	が現状で	ぶはござ	`います	۲。
な	お、進路末	決定のものに	こついて	は、その	後の状況	況につい	ては、1	年間限	りとは	はなっ
てお	りますけれ	ども、追跡を	をするよ	うになっ	っており	ます。				
以	上です。									
○議長	(大瀬戸)	アーペーペース 大田議員。 アーペーペース				$\sim \sim \sim \sim$			$\sim \sim \sim \sim$	$\sim \sim \sim$
○ 5 番	(尺田)	教育委員会							いうこ	ことで
すが	、その情報	とを基に、何だ	い具体的	な対応ま	こではされ	れていな	いという	ことで	しょう	かね。
で	は、実際に	中学卒業後	あ家から	出ずに、	ひきこ	もりのよ	うな状態	ぎであっ	た場合	3、町
はど	のような支	援をされてい	いるのか	、教えて	こいただり	けますで	しょうカ) °		
\sim \sim \sim	\sim \sim \sim \sim	\sim \sim \sim \sim \sim	\sim \sim \sim	~~0~	\sim \sim \sim	\sim \sim \sim	\sim \sim \sim	\sim \sim \sim	\sim \sim \sim	\sim \sim
		佛圓子育了								
		. (佛圓)								
は、	子育て支援	き課のほうが口	中心にな	って対応	ましてい	ます。そ	の中で特	まに、ひ	きこも	らりと
いう	ことですが	5、直近の3点	1年の記	録などを	え見てみる	ますと、	ひきこも	りの定	義に当	当ては

一方で、ひきこもりに近い案件でいいますと不登校というのが挙げられますが、不登

まるような事例は、なかったものと認識しております。

校児童の支援は、過去3か年でいいますと、延べ17の世帯の支援を行っております。 これら不登校の世帯に対しては、子育て支援課の家庭相談員のほうが定期的に家庭訪問 をし、保護者や児童と面談をしたり、外出に向けた支援などを行っておりまして、将来、 ひきこもりにつながらないよう、早めの支援を心がけているところです。

○議長(大瀬戸) 尺田議員。

○5番(尺田) ありがとうございます。

本日、こども家庭庁の法案が参議院本会議で可決、成立し、来年4月から発足する見通しですが、発足後の町の対応ですが、期待を込めて、その動きを注視していきたいと思います。

先ほどの答弁にありましたように、本町では、様々な取組をしていただいているようで安心しましたが、国からも求められているように、やはり住民に対して、ここに行けばよいと気軽に相談できるよう、ひきこもり窓口を明確化し、広く住民に周知されるよう要望したいのですが、いかがでしょうか。

○議長(大瀬戸) 桐木課長。

○健康推進課長(桐木) 国は、市町村に対して、ひきこもり相談窓口の明確化、周知に取り組むように求めています。町の総合的なひきこもりの窓口は、健康推進課としています。加えて、気軽に相談できる窓口としましては、その世代や行きやすい窓口、電話などにより、相談を受け、関係部署や機関に連携できる体制で対応しております。まだまだ相談窓口の周知が十分ではありませんので、町ホームページや町広報と一緒に配布する折り込みチラシなどで周知し、庁舎内においては総合案内で、健康推進課に案内することや、健康推進課前に案内板を掲げるなどの工夫をし、町民に明確化できるように努めたいと思います。

以上です。

○議長(大瀬戸) 尺田議員。

○5番(尺田) よろしくお願いします。本当は、本日ですね、ひきこもり予防の観点から、町長はじめ執行部から、よく耳にする「切れ目のない支援」について、教育長や健康福祉部長の意見を聞きたかったわけでございますが、また個人的に聞きに行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

最後に、町長、いつものようにお願いしますね。

大人のひきこもりについて、近年、特に大きな社会問題となっており、早期発見・早期対応が必要であり、我々においても身近な問題となってきております。本町においても様々な喫緊の課題というものはございますが、このひきこもり対策についても、町の重要な上位課題として取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(大瀬戸) 三村町長。

○町長(三村) 尺田議員の大人のひきこもりの問題、ますます拡大していくのではないかと考えております。そういった意味で町ができる対策、しっかり取っていくようにしていきたいと思いますので、議員さんともどもですね、頑張っていきたいと思います。以上でございます。

○議長(大瀬戸) 尺田議員。

○5番(尺田) ありがとうございます。前向きによろしくお願いいたします。

以上で、質問終わります。

○議長(大瀬戸) 以上で、尺田議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時50分とします。

(休憩 10時37分)

(再開 10時50分)

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、9番、片川議員の発言を許します。片川議員。

○9番(片川) 9番、片川でございます。

本日は、通告書どおり、1点目、町民体育・スポーツ推進・健康増進についてでございます。今後も長期化の否めないコロナ禍の中、町民の体力低下が懸念される。町としての考え方を、施設整備を含め。

2点目、野焼きについてでございますが、年中課題であると思うんですが、特にこの時期、農業従事者の高齢化する中にあり、負担となっております草刈り、その処理の課題。一般住民と生活環境のバランスの考え方を、この2点、問いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(大瀬戸) 町長の答弁を許します。町長。

○町長(三村) 片川議員の2つの御質問のうち、1番目の「町民体育・スポーツ推進・ 健康増進について」の御質問は教育委員会から答弁し、2番目の「野焼きについて」の 質問は、私からお答えします。

2番目の御質問「野焼きについて」ですが、町内では、農地の管理のため生じた草刈りの焼却が行われており、近隣にお住まいの方が、その煙や臭いを迷惑と感じられることがあります。農作業等で発生した草刈りの焼却は、法律で禁止はされていませんが、農業従事者の方には近所迷惑にならないよう焼却方法の工夫を、近隣住民の方には違法な野焼きでないことを丁寧に説明して、理解を得られるよう対応しているところでございます。

詳細は、住民生活部長から答弁をさせます。

○議長(大瀬戸) 貞永住民生活部長。

○住民生活部長(貞永) 片川議員の2番目の御質問「野焼きについて」、詳細にお答え します。

議員御指摘のとおり、町内では、農地の管理等に伴う野焼きが行われており、特に、 草木が伸びる春から秋の時期に多く行われています。原則、ごみの屋外焼却は、廃棄物 の処理及び清掃に関する法律により禁止されておりますが、農業を営むためなどにより 行われる刈り草の焼却については例外として認められており、町内で行われている野焼 きのほとんどは、農地管理のための焼却と認識しています。

一方で、農地に近接する地域に居住される方からは、洗濯物が汚れる、健康に悪いなどの野焼きに対する苦情が、町へも寄せられております。こうした苦情が寄せられた際には、職員が現地に出向いて焼却されているものを確認し、法令で禁止されている焼却であれば、即座に消火していただき、また、例外として認められている焼却であれば、近隣に配慮して、風向き、時間、量などを考えて焼却するように依頼するとともに、少量であれば、ごみステーションに排出するよう依頼しています。

なお、小さな野焼きが火災になるおそれもあることから、消防署への事前連絡や、付近に消火用の水を用意するなど、防火の面からのお願いも併せて行っているところです。 今後も野焼きが増加する時期に合わせて、近隣住民へ配慮するよう、町広報や町ホームページで啓発してまいります。

以上です。

○議長(大瀬戸) 平岡教育長。

○教育長(平岡) 片川議員の1番目、「町民体育・スポーツ推進・健康増進について」 の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会に様々な影響を与えており、感染拡大防止のための社会活動の制限や外出の自粛による経済への影響、医療機関の受診控え等による健康への影響等、テレビ新聞等で様々な報道がなされているところです。

外出の自粛や町民体育館等の社会教育施設の臨時休館措置により、体を動かす機会が 減ったため、議員御指摘の体力の低下についても心配されているところです。

現在、ワクチン接種が進み、重症化リスクが低減しつつあることにより、少しずつではありますが、元の社会活動に戻りつつある状況が伺えます。とはいえ、身体的距離の確保や換気、手や指の消毒、身体的距離が確保できない場合のマスク着用等の感染リスクの低減対策は推奨されているところであり、体育館等は、利用する際は、これらの感染対策を実施した上での利用をお願いしているところです。

そのような中、感染防止対策を実施した上で、どのようにスポーツを楽しみ、体力づ

くり・健康づくりができるか、そういうことを環境整備も含め、NPO法人熊野健康スポーツ振興会等の関係機関と連携・協議を図りながら検討し、生涯スポーツの推進や健康増進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長 (大瀬戸)	片川議員。
~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

○9番(片川) ありがとうございます。

もう少し詳細に伺おうと思うところでございますが、1点目、コロナ禍において社会 体育の在り方をどう捉え、どのように執行してこられたか、お伺いいたします。

○教育部次長(立花) 新型コロナウイルス感染症による社会体育への動向ということですけれども、感染拡大防止のため臨時休館でございますとか、身体的な距離の確保など、いろいろ利用制限等をさせていただいたところでございます。具体的に申しますと、利用者の把握でございますとか、利用者の体調管理、入場等の検温、それから感染予防対策を実施する上で、利用可能な感染予防対策を実施する上で、利用可能かどうかの問いかけ、それからクラブ等で、感染が拡大したクラブなどにおいては、一時制限をさせてもらうとか、そういったようなことをしてまいりました。

そして、御利用されておる社会体育のクラブの方々のお話を聞いたところ、やはり思い切り体が動かせないでありますとか、先の見えない不安があって、精神的なストレスがとても大きいというようなお話を聞いたところでございます。

以上です。

○9番(片川) それでは、学校現場、学校教育においてはどのような状態でございましたでしょうか。

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) 学校現場なんですけれども、学校は、多くの児童生徒が集うところでございます。それで、ありきたりではあるかもしれませんけれども、3つの密を避けて、ソーシャルディスタンスを確保するということでありますとか、共有物をできる限り避けて、小まめに消毒する。活動中は不用意に大声を出さないとか、授業後の手洗い、うがいというのを行ってきたところでございます。

また、地域の感染状況に応じては、活動人数であるとか、活動時間であるとか、そういうことを考慮し、多岐にわたる配慮をしながら、体育授業を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) 同様のような質問でございますが、教育要覧に基づいた体育教育、コロナ以前同様にですね。子供たちの権利を守ってやれること100%、これは無理と考える2年ほどでございましたが、年間通して、どのように執行し、どのような成果を得られましたでしょうか。

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) 議員御指摘のとおり生徒の活動が狭まったり、体力の低下でありますとか、体育の技術の習得不足などはやっぱり発生してはいけないので、領域の特性と申しますか、例えばネット関係の種目でありましたら、例えばの話ですけれども卓球なんかで密になるのであれば、もうちょっとネット関係で広くできる例えばテニスに変えるとか、そういったような領域の特性を考えてですね、一斉指導から少人数グループ、または個人活動で対応できるような場の設定でありますとか、また、運動用具の工夫などを行ってきたところです。体育大会とか運動会とかいうことがあったんですけれども、その中で種目をやはり制限したり、実施時間の短縮によって感染防止を行いました。

それから、感染者の制限を設けるなどして、密を防いだわけではございます。どうい

ったことをやってきたかといいますと、ICTを使った各教室で、感染で、みんなが密になれないわけですから、ICTを使って各教室へ動画を配信して、教室で応援をしたり、それから、声が出せないわけですからプラカードを使って「頑張れ」とか、そういったような工夫をしながら、体育大会とか運動会を実施してきたところでございます。以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) それに際して、随分御努力いただいておるところを感じております。ありがたいと思うところでございますが、子供たちのストレス、こういったものは、現場のほうで感じられたことがあったのか。それに際しての対応といったものをお伺いしたいと思います。

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) 子供たちのストレスにつきましては常日頃、先生方が感じられてきたところではございますけれども、昨年度、全国学力・学習状況調査、その中に「コロナウイルス感染症の影響」というような質問がございました。その中で児童生徒の回答で、「不安を感じた」という回答の割合が、小学生が55%、中学生が62.5%であったことから、感染対策を講じた社会生活も学校生活とかも含めまして、先ほど申しました社会体育と同様に、精神的なストレスが大きかったのではないかというふうに考えております。そのストレスを担任の先生とも共有しながら緩和をするよう、努力してきたところでございます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

 ${\color{gray}{\sim}} {\color{gray}{\sim}} {\color{$

○9番(片川) 具体策というものをお教えいただけますか。緩和策について努力されて こられた具体例を挙げていただければありがたいと思いますが。

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) 具体策でございますけれども、集団でやることができないところ につきましては、集団から小グループに変えて、本当のところは、体育は実施できない ところを実施できるように、グループの編成であるとか、または、先ほど申しました応援の工夫であるとか、体育大会、運動会、それについても実施できるように工夫をしながら、精神的なストレスを解消していったものでございます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) 誠にありがとうございます。

学力向上に向けていうものは、この数年ね、大変御努力いただいてですね、実績を残していただいておるところでございますが、それに伴うやっぱり体力づくりと、やっぱり運動もしっかりさせないと、悪い影響も出てくるのかなという不安を感じとるところでございますので、引き続きお願いしたいと思います。

そして、先ほど運動会、体育祭の話、ちょっと出ましたね。全国的にも熱中症が随分問題になっとるところでございますが、体育館の室内においても危険度が高いところでございます。なお、グランドということになりますと、より一層上がるのではないかと思いますが、ミストですよね。熱中症予防のミスト、体育館の入り口とか、無論、教室に上がる校舎の入り口とかですね。グランドの前後とかいうような整備の考え方、ございませんでしょうか。

○議長(大瀬戸) 平岡教育長。

○教育長(平岡) まず、コロナ禍における熱中症対策でございますけれども、昨今も文 科省のほうから通知がございました。熊野町としましても各学校にガイドラインを通知 して、屋外でのマスクの着用の義務化であったりとか、そういうものについては緩和す る方向で動いているところです。

具体的には、外で体育するときには、もうマスクを取ってもいいよ、屋内でも、ある

程度の距離が保てれば、マスクを取ってもいいよという形で通知をしているところです。 先ほどのミストの件ですけれども、町内でも学校によっては、もう既にミストという か、ホースをつないで、蛇口をひねれば、ミスト状の霧が出るというふうな状況をつく っている学校もございます。寒暖計ですかね、室温と湿度を絡めた、熱中症の注意を喚 起するような、そういう機器も用意しながら、常にそれを注視して、午前中においても、 もしも温度等が大変高くなる場合には、外で遊ばないような、外に出ないような、そん な取組をしているところです。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) ありがとうございます。ぜひミストのほうですね、熊野町全校にですね、 お考えいただきたいと思うところでございます。

そして、続きまして、昨今の報道によりますと、ウイズコロナを踏まえ、そしてコロナ禍以前へ戻そうとする流れが加速するように思えるところでございますが、この流れをどう捉え、どう執行していくのか。無論、国と県の指針に沿うものだよという答弁であろうと思いますが、熊野町ならではの工夫ございますか。

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) 熊野ならではということではないかもしれませんけれども、感染状況にもよりますけれども、ソフト面ではマスクの着用、例えば体育授業のときに、授業前後の集合時には、集合するときには、先ほど教育長も申されたとおり、マスクを着用し熱中症を考慮しながら、活動的にマスクを外す。また、外すときの約束といたしまして、できるだけ声を発しないとか、また、できる限り体の接触をしないような対策を講じるということが大切だと考えております。

また、消毒液につきましても、道具を使うんであれば、可能な限りではありますけれども、道具を消毒したり、また手指の消毒をしたりしていきたいと考えています。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) おっしゃるとおりですね。難しい問題で、独自いうのはなかなか案が出てこないのかも分からないんですが、伸び伸びと、熊野っ子が伸び伸びと成長できるように、教育委員会のほうにはお願いしたいところでございます。何とぞよろしくお願いいたします。大変御苦労さまでございます。

この次に、施設整備についてどうお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) このコロナ禍っていうのが、いつまで続くか分からない状況でございます。その中で学校体育でありますとか、社会体育でありますとか、そういったところでいろんな制限があるかもしれませんけれども、皆様が使っていただけるような、例えば効率的な換気設備の運用でありますとか、そういったような、皆さんコロナ禍の中で、皆さんが利用していただける施設整備を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) なかなか難しいんですね、コロナ禍で。聞くほうが間違うとるかも分からんのですが、御努力いただきたいいうところで、より一層の町民体育振興と、健康増進のために町有財産と施設の有効利用と、町民からの声が、この2年間多数ございました中で、体育館、グランド入り口手前の横ですね。高校との進入路との間。有害鳥獣被害により遊具撤去後の土地、今、更地になってございますが、これを遊ばせておくのはもったいないんじゃないかなという声がございます。

昨年オリンピックイヤー、オリンピックが開催された中で、以前はマイナー競技とも 捉えられがちな競技が多々ございました。競技人口も増える中、盛り上がりを見せたと ころでございまして、あそこの空き地に、スノボいうわけにいきませんが、小さな子供 から使えるスケボーとか、ローラースケート、BMX等利用のミニスケートパークの整 備を検討を提案させていただきたい。 近隣自治体においては、隣町の海田町、そして西区、中区、西条、尾道、廿日市等々、 県内19か所に整備されておるところでございます。こういった施設は、非行防止と青 少年健全育成に大きな成果を上げておると聞いておるところでございます。いかがでしょうか。

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) 冒険広場ということだと思います。議員おっしゃるとおり、令和 2年に木製遊具が、もう劣化して使えないというようなことで、現在全部撤去しており ます。利用状況といたしましては、子供たちが学校から帰ってキャッチボールをしたり、 それからウオーキングをされる途中でベンチがございますんで、そこで休憩をされたり しておられるような状況だと伺っております。

冒険広場につきましては、大体 2,500 平米ぐらいだったと思うんですけれども、 形状が縦長い三角形のような土地であったかと思います。そういうような形状のことも 考えまして、あらゆるスポーツの発展に寄与できるような視点を持って、スポーツの人 口の増加でありますとか、交流の人口につながるような一つの有効な手段を考えながら、 議員が言われたものも含めまして、利用予測でありますとか、維持管理コストなども慎 重に研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) ちょっと、ぜひ検討されてみてください。若干そういう競技に興味を持つ子供たちも増えてきてございます。その中で、駐車場とか、道路とか、危険なところで薄暗くなったときから練習する子もおるように見受けますので、一つ検討なさってください。

続きまして、もう一点町有地の件でお伺いしたいと思います。

大原の避難道で分断された土地ございますね。これの購入の経緯を再度お聞かせ願い たい。

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) +数年以上前になるかと思うんですけれども、グランドでありますとか、その周辺で筆の里スポーツクラブのグラウンドゴルフのクラブ活動をされておったかと思います。そうした中、各地域でグラウンドゴルフが盛んに行われておるということもございまして、冒険公園横にグラウンドゴルフ場を作ろうというようなことで、平成29年に基本計画、それから翌年だったと思うんですけれども、翌年だから平成30年です。平成30年に実施設計を行ったところ、御存じのように、平成30年7月豪雨がございまして、随分被害がありました。それで、大原ハイツの唯一の団地から外部へ出るアクセス道路が埋まったこともございまして、今、議員が御指摘されましたグラウンドゴルフ予定地のところに分断することにはなりますけれども、避難道路を建設したというふうになったと思います。

すみません。実施設計については、すみません、最終的には行ってなかったものだと 思います。訂正させていただきます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) 購入当時の面積は何平米でございましたでしょうか。それと、縦の距離 と横の距離ですよね。大体の長さが分かればお伺いしたい。それと、避難道がついてか ら、どういうように面積と距離いうものをお聞かせ願えますか。

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) 面積でございますけれども約8,300。それから、延長でありますけれども約190メートル。それから、幅でありますけれども、幅広いところで120メートル、狭いところで50メートル程度であったと思っております。いわゆる台形型の土地であったと思います。それから、購入当時はそういう状況だったと思っております。

以上です。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim \sim \circ \sim \sim$	$\sim$

○議長(大瀬戸) 立花次長。

○教育部次長(立花) すみません。それから、避難道路がついてからということでございました。避難道路がついてからは、まず上の土地といいますか、北側にある土地ですけれども、道路部分を除いた面積が約3,800。それから、形状でありますと縦が約90メートル、横が60メートル。それから、南側と申しましょうか、道路の下側、山側ですか、山側につきましては、すみません。最初に言いましたのが南で、北側につきましては、面積が3,400余り。形状といたしましては縦が70メートル、横が100メートル程度だと考えております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) 今、聞いた限りではグラウンドゴルフの公認コースいうのは難しくなっ たんですかね。

○議長(大瀬戸) 岩田副町長。

○副町長(岩田) ちょっと繰り返しになるんですけども、さっきの災害がございまして、それで多くの町の事業、プロジェクトが中断をしたり、延伸になったり、また着手が後ろ倒しになったりということが起きております。今、御指摘のところもそういう状態でございまして、それで、今次長が申したのを繰り返すんですけども、災害が起きた後に、まず緊急応急対応ということで、町有地があそこに確保してましたので、それを活用して仮設道をまず作ったと。それと同時に、今度は復旧・復興に向けて動く過程の中で、アプローチが、道路が1つしかない団地であったり、集落等が非常に大きな問題であるということで、避難道が非常に重点課題となっておりましたので、今の仮設道をそのまんま、今度は恒久的な町道として設置をするということになりました。それは承知のとこです。

それによって、大きくこのグラウンドゴルフ計画に、災害だけではなくて、その計画

そのものに、中に道路が通りましたので、大きな影響が出てまいりました。それで、今、災害からもう3年ちょいが経過をして、ぼちぼちその復興に向けても動き出さなくてはいけないという過程で、工房も何かそういう形で徐々に動き始めてるんですが、今、議員の御指摘は、そういった真の復興に向けては、活発なスポーツの振興いうのも欠かせないんだよということになると、今のああいった大きな影響が出たグラウンドゴルフも影響が出てるわけですから、どういうふうにするのか、もうそろそろ検討を見直すべきじゃないかと、こういう趣旨だと思うんですよね。

それ、まさに我々も購入してから、もう5年以上ですかね、ちょっと正確ではございませんけど、用地もかかっておりますし、今言いましたように、敷地の真ん中を道路が通るというようなことで、残された土地で、今までどおりにはいかないですけど、どういったものができるのかいう検討さえ着手してないというのは、もうこれはそういうのに着手する時期が来てると。その上でこの計画を進めるのかどうかも含めて、判断する時期が来てるというふうに、今認識をしております。ちょっと時間かかると思うんですね。大きな変更ですので。ですけど、この見直しには着手したいというふうに思っています。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) ありがとうございます。副町長のほう、よく御理解いただいて、大変感謝するところでございますが。

それででして、以前より、前教育部長を介してお願いしておる件がございました。町民グランド内にテニス競技用、大会用のポールの設置をお願いしておったんですね。それによる回答が、ほかの競技に支障が出るだろうと。当時お願いしたのは、大会のときだけでもいいからポールが立てられるように、地中から15センチ、20センチ下がったところへコンクリをいけていただいて、そこへポールを立てると。それで、大会を開催させていただくと。そうでないときは鉄の蓋をして、穴に鉄の蓋をして、土を20センチほど埋めて、普通の競技に障がいがないように、弊害がないようにしていただけないだろうかいうことをお願いしておったわけですね。

それに対する回答は、ほかの競技に支障があるいう一辺倒の返事でございました。過

去熊野町の中学の毎年の対外的行事においては、柔道・剣道・庭球・野球、その総称を 柔剣庭と称しまして、大変盛んであったように私も記憶しております。私が中学生当時 も先輩方や同級生、後輩も含め、すばらしい功績を挙げた競技者を輩出した競技の一つ 庭球でございます。

その起源は戦後民衆日本建設の原動力として、と始まる熊野町史の一説にも記載されておるところでございます。その歴史ある優秀な技術者の一部の方も含め、町内学校、熊野体協、熊野テニス連盟内において、活発に子供から年配の方まで健康増進に努めておられるところでございます。この努力に対し、何度も体育協会のほうにも陳情ございました。そして、文教の委員会のほうでも進めていただきたいないう気持ちを持っておるところでございますが、この整備をお願いしたいと思うとるところでございます。

過去に大会が随分盛んにやられとったんでございますが、事情を聞いたところ、コートのラインから後ろの距離があまりにも短いいうところで、競技者がけがするんではなかろうかと。それで、以前と違って、最近はそういうところへ非常に大会関係者は気を遣いますんで、そういった面から、無論テニスコートだけじゃないですね。ほかにも使えると思うんです。今の大原の避難道のとこの土地に、無論有事のときには一時避難所にも使えるんじゃないかと。今の状態では使えませんが、そういう整備をしとけば利用できるもんじゃないかと思うとるところではございますが、まずこの健康増進、いろいろな競技ございますが、この点について教育長どうお考えでしょうか。

○議長(大瀬戸) 平岡教育長。

○教育長(平岡) 今御指摘の点でございますけども、さっき副町長からもありましたけども、まさに復興に向けての動きができてるところの中で、どのように整備をし直していくのかというところは、これから大きな課題であるというふうに考えております。その辺り、土地の状況であったりとか、あるいは使用の状況であるとか、当然財政的な面も含めて検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) ぜひ柔剣庭、これ歴史のある熊野町の対外的な行事だったんですね、教育面において。ぜひ検討いただきたいと思います。町長いかがでしょうか。所見をお伺いしたいんですが。

○議長 (大瀬戸) 三村町長。

○町長(三村) ちょっと場所的に、片川議員の言われる場所、ちょっとずれとるかも分かりませんが、まず、やはり大原、災害起こる前にグラウンドゴルフを設定したわけですね、コースを。ところが、あの災害で副町長が言ったように、緊急道路を作る必要があったと。で、あの計画は流れたような格好になっとるんですが、どっちにしても、やっぱり公費をつぎ込んで取得した土地である以上は、造成をかけて、ちょっとかなりかかりそうなんですが、どういったものを作っていくか、入れるか。もうそろそろ、災害から今年で4年目でございますので、5年を経過したぐらいの当たりから、少し計画的にどんな利用の仕方をするか。それは検討させてもらいたいと思います。そのときはいろんな知恵を出していただいて、さっき言ったスケートボード、こういったことも一部取り入れることができれば、入れていきたいと思っております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) ありがとうございます。その検討のもう一点、体育館、そしてグランド、 大会のたんびに駐車場足らないんですね。そのことも念頭に置いていただいて、いびつ な形の土地、避難道の上なんかなってくるんかも分からんですが、舗装は結構です。車 が停めれればいいと思うので、その辺も検討いただきたいと思います。さらなる前向き な検討を要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

続いて、野焼きの件なんですが、これ何年前なんかな。3年か4年前に私同じ質問しとるんですね。そのときの答弁とほぼ内容が変わらないんですね。いかがでしょうかね。 周知については広報、そして放送、苦情を寄せられれば、それに対して丁寧な説明をする。この3点ですね、大きく答弁が必ず返ってくるのは。この3年か4年前に言わせてもらったことが進捗がないんですね。 毎年、農業従事者は特に草の処理に困っておられる思うんですね。私が家の周り刈っただけでも、ごみ袋3つ、4つ出ますね。これを、専業農家が今ほとんどおられん中、そして高齢者が多い中で、この処分をこのまま今のような周知の仕方でやっても、何の効果がないんじゃないんかなというような気がしてならんのですね。何らかの施策は町のほうとして努力いただけないものかというのを常に思うとるところでございまして、放送なんか聞いても、なんか町のほうとしてはちゃんと言っとりますよ、分かってくださいね、一般生活者の方いうふうにしか聞こえないいう声も多々あります。実際、私もこの間放送を聞いたときには、これじゃ何の周知にもならん、解決策にもならんがないう感じを受けたわけなんですが、いかがでしょうか。

○議長(大瀬戸) 貞永住民生活部長。

○住民生活部長(貞永) こういった野焼きの問題というのは、やっぱり地域の中で起こる問題だと思っております。地域の中では、やっぱりコミュニティというのが大変大切なものだと。こういった野焼きの問題で、コミュニティが崩れるとなると、大変憂慮すべき問題だなというふうには考えております。実際に、野焼きをされる農業従事者の方と近くに住んでおられる方の思いの違いというのがあろうかと思います。実際、野焼きに至る、草を刈るわけですけども、ほんとに草を刈る必要があるのかというのと、草を刈っても焼かないという方法はないのかと。休耕田のほうに敷き込むとか、水田用の除草剤、耕地の除草剤というのありますので、そちらで草を生やさないという方法もあろうかと思います。そういった方法を農業委員会等と勉強しながら考えて、農業従事者のほうにまた周知していっているんですけども、なかなか実際に野焼きをされる方の理解と、住民の、その周りの方の理解というものが得られるまでは、やっぱり時間がかかるかなとは思うんですけども、地道にやってくしかないなというふうには考えております。以上でございます。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) 3、4年前と担当者変わられても同じ答弁なんですよね。これはほんと 全く難しい問題であり、かといって、農業振興は一応熊野町としてもうとうとるわけで すよね。そして、また定住促進も大事な課題なんですね。こういう問題をちょっとずつ解決していかないと、下から、まちから来られた方から見たら、熊野行ったら洗濯物が干せんよと。ちょっと若干下より土地の購入が安い価格帯かも分からないが、住むのに大変だよというふうなことも広まりつつある。という中で、コミュニティづくりが問題であろうということではありますが、それに際して行政として、各自治会へ投げかけとく、各班への投げかけ、もしこれできとったら、役場へ苦情の電話入らんと思うんですね。そのコミュニティで解決されることだろうと思うんですよね。どうでしょうかね、その辺。

○議長(大瀬戸) 貞永部長。

○住民生活部長(貞永) 確かに、自治会等通して、住民の皆さんに双方だと思うんですけども御理解いただくように周知徹底してまいれば、違った形の、苦情が抑えられるような感じにはなってくると思います。今後につきましても、そういったいろんなチャンネルで周知をしていきながら、双方がお互いに納得できるような形のものにしていきたいということで、農業従事者の方には、先ほども言いましたように焼き方等について、いろいろ工夫をしていただきたいと。近所の方につきましても、ある程度のものについて少し我慢していただくこともあるかもしれませんけども、お互い話合いの上で何とかできないのかというふうにも思っております。

以上でございます。

○議長(大瀬戸) 片川議員。

○9番(片川) ゆっくり聞かせていただきたいこと多々あったんですが、ちょっと前の質問で長く来ましたんで。どうですかね、試験的に4月から秋までとは言いません、夏までの時期に数年試験的にトラックを回して収集するとか、ごみのトラック、バケットを下ろせるやつがありますね。これを何か所か設置して、農業従事者の方がそれを刈られたら、そこへ入れてくださいというような形を考えるいうことはできませんかね。

○議長(大瀬戸) 貞永部長。

○住民生活部長(貞永) そのような方法もあろうかと思いますけど、その実施に当たっては、地域の収集日といったら、変ですけども、いつ、まとめてやるのか。それと問題は、現地で刈ったごみ、草木ですね。草をそのままではちょっと運べないので、袋に入れて収集場所まで出していただく。その労力が高齢者の方には少し難しいという面もありますので、ちょっと検討が必要なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(大瀬戸) 片川議員、残り5分です。まとめてください。

○9番(片川) ぜひ、前向きに検討してみてください。難しい問題、難しい問題言うだけで、解決の方向には一向に進んでないように思いますんで、一つ大変だと思いますが、 双方の生活環境を整えて、住民福祉の向上に向けて、御努力いただきたいと思います。 それを要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(大瀬戸) 以上で片川議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

(休憩 11時45分)

(再開 13時30分)

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

続いて3番、光本議員の発言を許します。光本議員。

○3番(光本) 3番、光本一也でございます。

本日は、2つの質問を行います。

まず、1つ目の質問、本町の道路整備を軸とした町の東部方面地域のまちづくりについてです。

昨年8月5日に出来庭地区の県道矢野安浦線熊野バイパスの一部区間が供用開始されました。県道矢野安浦線から県道瀬野呉線にバイパスが接続されたことにより、呉市郷

原方面へのアクセスが非常にしやすくなりました。このバイパスは、今後萩原方面に向けて延伸させるための測量作業が始まっていると聞いております。

しかしながら、県道矢野安浦線及び県道瀬野呉線は、終日慢性的な渋滞が続いております。渋滞の解消に向けた一日も早いバイパス整備を願うばかりですが、私たち庶民にとっては、バイパス延伸の効果が渋滞の解消のみに留まるのではなく、熊野町の特に沿線地区となる萩原地区から城之堀・初神・新宮地区に至る町の東部方面地域の活性化につながることを期待しております。

そこで、3点お聞きいたします。

1点目、県道矢野安浦線熊野バイパス(出来庭-萩原工区)の進捗状況と今後の計画 について。2点目、熊野町都市計画マスタープランにおける仮称萩原城之堀線構想につ いて。3点目、仮称萩原城之堀線から初神地区にかけての住工共生地区の整備について、 東の拠点づくりについてお聞きをいたします。

次に、2つ目の質問、筆の里工房周辺整備事業についてです。

この事業は、当初2018年度、平成30年度から実施する筆の町熊野町の観光交流拠点公園整備事業としてスタートしております。しかしながら、2018年7月豪雨災害や2019年末からの新型コロナウイルス感染拡大により、計画の延期と事業内容の変更を余儀なくされてきております。そうしたことから、住民の間では、この事業は中止になったのではないかという声さえ聞こえております。町執行部におかれましては、大変御苦労されたものと推察をしております。

先月行われた議会全員協議会において、改めて事業の目的、内容、スケジュール等の 説明がございました。本日はこの説明を踏まえて、質問を行います。

事業目的と期待する効果について。集客目標人数について。全体事業費の額と財源について。完成までのスケジュールについて。オープン後の運営方法と運営予算の見込額について。文化芸術アドバイザーの役割と構成員についてです。

以上、御答弁よろしくお願いをいたします。

○議長(大瀬戸) 町長の答弁を許します。町長。

○町長(三村) 光本議員の2つの御質問、「本町の道路整備を軸とした町東部方面地域 のまちづくりについて」と「筆の里工房周辺整備事業について」の御質問にお答えしま す。

1番目の本町の道路整備を軸とした町東部方面地域のまちづくりについてですが、まず1点目の県道矢野安浦線バイパスは、県道の渋滞対策並びに本町のまちづくりの基幹となるものであり、早期に整備が必要であると考えております。県と連携し、整備促進を図ってまいります。

2点目、3点目についてですが、令和3年3月に策定した熊野町都市計画マスタープランにおいて、萩原・城之堀地区及び初神・新宮地区におけるまちづくりでは、特に、道路や公共交通のネットワークなどの課題があることから、当該プランの策定に当たっては、住民アンケート調査等を踏まえ、地域のニーズに合わせたまちづくりの方針を設定しております。

仮称萩原城之堀線については、まちづくりの核となる県道矢野安浦線バイパスを補完する南北の幹線道路の一部として、町内の道路ネットワークを形成するものと考えており、これらの道路とともに、当該地域の活性化については、本町のまちづくりにおいて重要なテーマであり、今後策定する立地適正化計画においても課題として研究してまいります。

詳細につきましては、建設農林部長から答弁します。

次に、2番目の御質問、筆の里工房周辺整備事業についてお答えします。

観光の経済波及効果は極めて高く、世界の観光需要を取り込む観光立国に向けた取組が官民を挙げてなされ、本町も観光交流拠点の整備構想を推進してまいりました。

そのさなかに発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人の移動や物流を制 約し、観光産業を始め経済全般に深刻な打撃を与えております。これからの行政運営に 当たっては、自然災害と同様にこうした感染拡大は必ず再来するということを念頭に置 くことが大切であろうと痛感しております。

このため、観光行政におきましては、外部からの集客に頼る一面的なものではなく、 住民の主体的な活動が文化的・経済的な価値を創造する、本町ならではの魅力的な交流 環境を整えることで、足腰の強い観光基盤を構築する必要があると考えます。

また、こうした取組を通じて、様々な地域課題に主体的に取り組む人の創出を期待するところであります。

詳細につきましては、総務部長から答弁いたします。

○議長(大瀬戸) 堂森建設農林部長。

○建設農林部長(堂森) 光本議員の1番目の御質問、本町の道路整備を軸とした町東部 方面地域のまちづくりについて、詳細にお答えします。

まず、1点目の県道矢野安浦線熊野バイパスの進捗状況については、昨年度に引き続き、今年度も測量・詳細設計を進めており、年度内には地元の皆様へ事業の説明を行う 予定と伺っております。

また、今後の計画としては、事業説明会の後、関係する土地の所有者の皆様に境界確認を行っていただいた上で、取得が必要な土地の面積測量や建物などの物件の調査を行います。

これを基に補償の説明を行い、御理解をいただきながら用地取得を行います。その後順次工事を進めていくこととなっております。

この間、多数の所有者の皆様との調整や土地取得の交渉などの関係から、具体的な時期は示されていませんが、引き続き県と連携をしながら、早期に工事着手できるよう本町としましても全力で取り組んでまいります。

2点目の仮称萩原城之堀線については、令和3年3月に策定した都市計画マスタープランにおいて、町内の幹線道路ネットワークの一部となる都市施設の整備方針としてお示ししたものです。

仮称萩原城之堀線は、広島市、呉市、東広島市へ連絡する広域幹線道路となる県道矢野安浦線バイパスから城之堀、萩原地区方面へのアクセス機能とともに、町内の幹線道路網の一部に位置づけられるものと考えており、バイパス結節点から阿戸別れ交差点までの町道萩原線に続いて、萩原から城之堀方面の南北方向の軸として位置づけているものです。

仮称萩原城之堀線のような新設の道路計画においては、道路用地取得への御協力が必要不可欠になるとともに、周辺の土地利用に大きく影響するものとなるため、関係住民の皆様の事業への御理解、御協力が重要となります。

さらに、事業実施には、計画・調査・設計・工事など多くの段階があることや多大な 予算が必要となることから、長い期間を要することとなります。

一方で、付近の現状として、萩原交差点付近から町道城之堀線方面では、既存の町道 萩城中央線において、すれ違いが難しい箇所や通学時の安全確保が必要な箇所があるな どの当面の課題を有していることから、道路の拡幅工事をできるところから進めてまい りたいと考えており、今年度より一部区間の事業を実施していく予定としております。

また、同プランでは、城之堀5丁目、6丁目、10丁目、萩原8丁目にかけて、住工 共生地区を設定しました。また、県道瀬野呉線バイパス沿線の深原地区から新宮3丁目 にかけて、道路整備に対応した産業誘導地区と観光・レクリエーション構想地区を設定 しています。

このうち住工共生地区につきましては、住民から提出される地区計画に素早く対応できるよう、軽工業の新たな事業所の進出や既存企業の拡大、萩原地区や城之堀地区などの山沿いの危険な住宅地から、安全な住宅地が確保できることなど、将来の可能性を踏まえ、まちづくりの方向性を示しています。

現状として、具体的な拠点づくりの構想はありませんが、今後、都市計画マスタープランの高度化版となる立地適正化計画における居住の誘導や、道路や公共交通などの都市機能の配置の中で、研究してまいります。

以上です。

○議長(大瀬戸) 西村総務部長。

○総務部長(西村) 光本議員の2番目の御質問、筆の里工房周辺整備事業について、詳細にお答えいたします。

1点目の事業目的につきましては、「町民が憩い、集える、町民のための場所」を基本指針とし、町民の場所として、町民と共に持続可能なまちづくりを推進するための拠点を整備しようとするものです。その期待する効果としましては、コミュニティの再生に関心や意欲を持つ「ひと」の創出や、まちの産業に確信をもたらす「ひと」の創出によるまちの課題に町民自ら取り組むコミュニティの形成を期待するものです。

2点目の集客目標人数ですが、筆の里工房の年間来館者数の集客目標人数として、熊野町第6次総合基本計画において令和7年を7万に、令和12年を8万にとしています。 そのような中で新拠点につきましては、町民が憩い、集い、安らげる場所をコンセプ

今年度から行う基本実施設計業務により、このコンセプトと展開事業を想定しながら、 集客人数についても具体的に検討を進めてまいりたいと考えています。

トに、この場所で展開する事業についても準備を進めているところです。

次に、3点目の全体事業費と各費目の内訳ですが、全体事業費は13億6,000万円を想定しており、各費目の内訳については、用地の取得費用として約2億5,000万円、令和2年度に完了しております。

設計費用に係る委託料は、主に公園の造成に係る基本・実施設計と人道橋等の構造物 詳細設計、また、今年度プロポーザルで発注します体験交流施設の基本・実施設計など を合わせまして、約1億9,000万円でございます。

整備費用ですが、主に公園の造成、体験交流施設の建設工事など、約9億2,000万円を見込んでおります。

財源につきましては、国費で社会資本整備総合交付金の公園事業を活用しており、委 託料と工事費は事業費の2分の1、用地取得費は事業費の3分の1を確保しております。 また、その他の財源として、公共事業等債と基金を活用しています。

次に、4点目の完成までのスケジュールですが、令和4年10月から令和5年9月に かけて、体験交流施設の基本・実施設計を進めてまいります。

また、県との協定により、町が公園道路として整備予定であった町道宮前椎川線の拡幅工事の一部を県の砂防堰堤事業に取り込み実施する委託契約で進めていくこととしております。

続いて、令和6年から令和7年にかけて、体験交流施設の建設を行い、令和8年に調整池を整備し、令和9年度に駐車場を整備、令和10年度に北側の公園が整備することができ事業が完了する見込みでございます。

なお、昨年2月の全員協議会では、駐車場の整備後に調整池を整備する旨の説明をいたしましたが、土砂災害を防止する観点から調整池の整備を優先することといたしました。

次に、5点目のオープン後の運営方法と運営予算の見込額についてですが、新しい施設の事業や機能は、筆の里工房と一体的に展開することで、より効果的で効率的な成果が得られると想定しています。

そのため、新拠点の運営方法については、現在、筆の里工房の指定管理者である一般 財団法人筆の里振興事業団の意見を聞きながら、検討を進めているところです。

最後に、6点目の文化芸術アドバイザーの役割と構成員についてですが、筆の里工房 周辺整備事業を契機に町の文化芸術振興の取組を一層推進するため設置するもので、構 成員としましては、先日、熊野町文化芸術のまちづくり応援大使に委嘱された野村重存 さんをはじめ、芸術系の大学の教授、広島県観光連盟の職員などを予定しています。

これらの人材からのアドバイスにより、継続的に運営していくために必要不可欠な魅力的なコンテンツづくり、観光と連携、経営管理体制を構築・強化してまいりたいと考えています。

以上です。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

○3番(光本) 2つの質問に対して、詳細な御答弁ありがとうございました。

まず、1つ目の本町の道路整備を軸とした町の東部方面地域である城之堀・萩原・初神のまちづくりから伺います。

県道矢野安浦線熊野バイパス、出来庭から萩原までの工区についてですが、用地取得に係る土地所有者の数はどうなっておりますか。また、そのうち移転補償を要する土地 所有者の数についてはどうなっておりますか。併せてお聞きをいたします。

○議長(大瀬戸) 安宅建設農林部次長。

○建設農林部次長(安宅) 事業用地内の土地の所有者もしくは移転補償がかかる土地所有者の数という御質問だと思いますけども、今現在バイパスの計画を設計中であること、それから、土地の境界のほうがまだ未確認ということがございまして、いずれの数も現在不明ということであろうと思われます。

ただ、バイパスの計画延長、これが約1.3キロでございますが、それと都市計画決定された幅が25メートルということでございますので、ざっと計算しまして約3万平米以上ぐらいの事業用地が必要になってこようかと思われますけども、こちらについて相当な数が見込まれるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 分かりました。

次に、用地取得交渉などの関係から、工事着手及び工事完了の時期は示されていない
ということでしたが、目標とする時期も、これ示されていないんでしょうか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(大瀬戸) 安宅次長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○建設農林部次長(安宅) 町としましては、一定のめどを立てていきたいなというふう
に考えておるところでございますけども、現状といたしまして、用地取得の関係等もご
ざいますので、県からは時期については示されておりません。
以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長 (大瀬戸) 光本議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○3番(光本) 分かりました。
県道矢野安浦線の広電熊野営業所前から出来庭の熊野郵便局前までの4車線化が整備
されるまで、実に20年以上かかっております。萩原についても相当の年月を要するも
のと、私は覚悟しております。
次の質問ですが、スーパーハローズは、現在、ハローズ前ですね。現在上下1車線、
計2車線の供用となっておりますが、これから整備をされますバイパス区間の出来庭か
ら萩原までの工区。この区間は4車線ですか、それとも2車線でしょうか。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(大瀬戸) 安宅次長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○建設農林部次長(安宅) 現在供用済みの郵便局から陣界交差点までの間は暫定の2車
線ということで整備をされております。そこから、東中学校の方面へ向けてのバイパス
の計画も、一連のバイパス区間ということでございますので、既に供用済みの区間と同
じく暫定2車線になるのではないかというふうに考えておるところです。
以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 暫定2車線ということ、よく分かりました。

測量作業の一環として、昨年12月にドローンでの測量を実施されたというように聞いております。このドローンでの測量作業、この間地域住民からの苦情などはなかったんでしょうか。

○議長(大瀬戸) 安宅次長。

○建設農林部次長(安宅) 県からは、特にそのようなことは聞いておりませんので、特 段なかったように思われます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 何よりです。

出来庭から萩原までのバイパス工区ですが、このバイパス工区は東中学校北側までというように聞いております。その後の計画、北側からの計画はどうなっておりますか。 阿戸別れ交差点までですと、現在の渋滞の解消はそこまで期待できないんじゃないかと思うんですが、熊野黒瀬トンネルのほうまで延伸をさせないと渋滞の解消にはつながらないというように思えるんですが、そこまでの計画はございますか。また、沿線の開発計画等の有無についてもあれば教えていただければと思います。

○議長(大瀬戸) 堂森建設農林部長。

○建設農林部長(堂森) 計画の東方面への延伸ということでございますけども、確かに、 今進めていただいてる計画道路っていうのは、東中のところで止まっております。そこ までが計画決定をされておるということで、まずはそれをもって進めていただくんです けども、これまでにもちょっといろんな場面でもお答えしているかと思いますが、やは りそこで終わったんでは、やはり根本的なバイパス機能というものが発揮できないんで はないかという点からも、町としても、東方面、トンネル方面に向けて延伸をしていた だくのが理想だというふうに考えておりますので、これも併せて県のほうに要望を引き 続き進めてまいりたいというように考えております。

それとあと開発計画、これにつきまして、現在ではうちのほうで承知している開発計画は出ておりません。

以上です。

○3番(光本) バイパス事業の進捗状況、そして今後の計画については理解をいたしま した。県の事業ではございますが、渋滞の解消は町民の願いでもございます。県と連携 をして、早期の整備に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、熊野町都市計画マスタープランにおける仮称萩原城之堀線構想についてお伺い をいたします。

町長は、萩原城之堀線について、今後策定する立地適正化計画において研究するというように御答弁いただきました。この立地適正化計画ですが、どんな内容の計画でしょうか。また、昨年3月に策定されております都市計画マスタープランとはどういう関係になりますか。よろしくお願いいたします。

○議長(大瀬戸) 宗像都市整備課長。

○都市整備課長(宗像) 都市計画マスタープランですけれども、長期的な視点に立った 望ましい将来都市像や、まちづくりの方向性を総合的に示す計画でございます。一方、 立地適正化計画では、人口減少の中にあっても一定のエリアの人口密度を維持し、生活 サービスやコミュニティが持続的に確保される居住誘導区域や医療・福祉・商業などの 都市機能を集約し、各種サービスの効率的な提供を図る都市機能誘導区域を設定いたし ます。また、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しまして、防災指針を作成するな ど、より具体的な計画でございます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 都市計画マスタープランは総合的な計画で、立地適正化計画はより具体 的な計画ということですね。ありがとうございました。

萩原城之堀線を整備をするためには、多大な予算と長い期間を要するということですが、これ具体的にどの程度の、ざっと予算を要するものか分かれば教えてください。また、計画から調査、設計、工事完了までに要する期間についても分かれば教えてください。

○議長(大瀬戸) 安宅次長。

○建設農林部次長(安宅) 先ほど部長答弁にも少しございましたけれども、一般論ということでちょっとお答えをさせていただきたいと思います。新規に道路事業を実施するという場合には、多大な予算と長い期間が必要になるというところでございます。予算につきましては、各その事業箇所によりまして、これ条件で大きく左右してまいりますので、事業期間の例ということで申し上げたいと思います。

例えば、町内で申しますと町道深原公園線、県道の瀬野呉線から深原川の付近まで現在供用しておりますけども、こちらで計画から工事までがおおむね12年程度の期間を要しておるというのが一つの事例になろうかと思います。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) ありがとうございました。直近の例、深原公園線の例で説明いただきま した。ありがとうございました。

さて、本町では広電バスの阿戸線が本年9月末をもって廃止となる予定になっております。廃線となった理由は明らかです。沿線である東部地域の人口減少に加え、通勤等の交通手段をバスから自家用車に切替えたことにより、バスの利用客が極端に減ったためでございます。

この事態を受け、町では今年10月以降の代替案を検討されるというようにお聞きを しておりますが、東部地域の人口減少に歯止めをかけ、人口増加に向けたまちづくりを 考えなければ、バスの代替案もやがて尻すぼみに終わるのではないかと、私は思ってお ります。

皆さん、JR可部線の奇跡というのを御存じでしょうか。全国で初めて廃線から奇跡の復活を遂げた事例でございます。このJR可部線は横川駅から三段峡駅までを走っていた路線ですが、沿線人口の減少と自家用車への通勤の転換により、2003年可部線から北の終点三段峡駅までの区間が廃止となっております。しかし、地元住民の復活に向けた粘り強い運動と、広島市等による道路整備などのインフラ整備、またそれに伴う沿線の宅地開発等により、この地域の人口は増加に転じ、廃線から14年後の2017年に可部駅から安芸亀山駅までの1.6キロメートルの区間が復活をしたものでございます。

話を熊野町に戻しますと、人口減少から人口増加への反転攻勢をかけるにはどうすればよいか。答えは、これまで本町が進めてきた西高東低型のまちづくりから、城之堀、萩原、初神、新宮の東部方面地域の人口を増加させていくというまちづくりに転換をしていくということではないでしょうか。熊野町を東西のバランスのとれたまちづくりに転換させていくことだと、私は考えております。その第一歩となる取組が都市計画マスタープランに盛り込まれております仮称萩原城之堀線の新設整備と城之堀5丁目、6丁目、10丁目、そして萩原8丁目にかけての住工共生地区の整備ではないでしょうか。

先ほど来、これには多額の予算と長い年月がかかるということがございましたが、私 もそれは承知をしております。しかしながら、質の高いインフラ整備と宅地開発、そし て憩いと交流の場である公園整備、高齢者や障がいを持つ人も歩いて避難できる場など が整備をされていければ、この地域はやがて人口増加に転じるとともに、それに伴う税 収の確保というリターンも生まれてまいります。

熊野町第6次総合計画では、令和12年度の目標人口を2万1,000人としております。今よりも約2,500人少なく設定をしておりますが、やりようによっては人口増加にしていくことは十分可能だというように、私は考えております。熊野町の輝く未来に向け、この地域への投資をぜひともお願いしたいと考えるところですが、町長、いかがでございましょうか。

○議長(大瀬戸) 堂森建設農林部長。

○建設農林部長(堂森) この地区の発展ということなんですけども、マスタープランに

おきましても、安心安全快適な道路環境を作るということと、住宅、農業、工業の共生ということで、ゆとりある居住環境を整備することをうたっております。また、防災ということで、防災まちづくりの推進も取組の大きな方針としておりますことから、実際に地域に住まわれている方のニーズを踏まえた、より良いまちづくりのほうを進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 開発業者の方や不動産関係の方からは、広島熊野道路が無料化したことによって、熊野町は広島市から距離がほんとに近くなった。熊野町のキャパは高まっているという声を多く耳にいたします。道ができてから次の手を考えるのではなく、先手先手で手を打つことが必要です。町長、今こそ強気のまちづくりを進めていくべきと私は考えております。萩原城之堀線の整備着手と東部方面地域のまちづくり、よろしくお願いしたいと思いますが、再度改めて町長に見解を伺います。

○議長(大瀬戸) 三村町長。

○町長(三村) 光本議員のおっしゃられることよく分かります。町の西のほうは割と開発は進むんですが、どうしても東がいろんなことを考えながらやっておるんですが、進んでおりません。今言われた萩原城之堀線ですか。この道を一本通すことは非常に町の発展にとって有益であるということは認識しておりますので、今後検討させていただければと思います。

ただ、実現できるかどうかは補償はしません。それは、あまりにもちょっと、安宅次長は言いませんでしたが、恐らく10億は超えるだろうと思っておりますので、今後この財源をどこから持ってくるか。そういったことも検討しながら、研究させてもらいたいと思います。そのぐらいで御容赦ください。どうぞよろしく。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 町長、ありがとうございました。我々地域もできることはほんとに協力 をして、熊野町の発展のために尽力をしたい所存でございます。町長の手腕にも期待を しておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、2つ目の質問、筆の里工房周辺整備事業にまいります。

事業目的についてですが、令和2年5月の議会全員協議会での説明ですが、この説明では体験型コンテンツによる文化交流機能、特産品の商業物販機能、情報発信機能の3つの機能を持たせる。いわゆる熊野版道の駅的な施設で、町外から多くの人をひきつけ、大きな経済効果をもたらす施設であるとの説明であったように、私は記憶をしております。

しかし、先月の全員協議会の説明と今日の答弁では、コロナという予期せぬ事態、社会情勢を招いたとはいえ、町民のための施設であるという非常にスケールダウンした内向きの内容になったなというように感じました。13億6,000万円という、本町としては巨額の事業費を投資するこのプロジェクト。このプロジェクトは、町外から多くの入れ込み観光客をターゲットとするコンセプトを全面に掲げるべきであると、私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長(大瀬戸) 西村総務部長。

○総務部長(西村) すみません。本施設でございますけども、町民のための施設という ふうに掲げたことから、議員さんのほうで内向きな内容と受け取られたのではないかと

思われますけども、これまでお示ししてまいりました観光交流拠点整備構想、これによ

る観光戦略の方向性を変えたものではございません。

コロナ禍により、全国で観光客ありきの施策が脆弱性が表れております。その中で、 まずは町民が利用し、学び、主体的に取り組む人材を育むことによって、熊野町の魅力 を高め、町外・県外へと情報発信していく、そういった一連の活動を実践するための場 を整備することで、本町に適した観光拠点づくりを目指すものでございます。

将来的にはこの活動を発展させることで、観光交流拠点からまちなかに、国内外からの観光客が流れていき、様々な民間の知恵と工夫による取組の中で、町に大きな経済効果を生み出すことのできるような、そういった長期的な展望に立った取組を、本施設を通じて行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 観光戦略の一環として、このプロジェクトを進めていくという旗は下ろしてはいないということは分かりました、今の説明で。しかし、私としては、やはり町外・県外あるいは海外から多くの観光客をひきつける、魅力的な観光拠点を整備するというインパクトのあるコンセプトを示してほしかったなというように思います。

次の質問に移ります。集客目標人数についてです。

御答弁の中で、基本実施設計を設計業務を行う中で考えるということのようでしたが、本来公園や施設の設計を依頼するときは、先に集客目標人数を設定をして、その目標人数を達成するための施設内容、ハード、そして運営内容、ソフトというものをプロポーザルで提案を求めるというのが、これ手順ではないかというように私は思うんですが。アプローチが逆ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(大瀬戸) 近藤産業観光課長。

○産業観光課長(近藤) 筆の里工房周辺整備事業でございますが、主に町民が利用される都市公園を整備するものであり、公園の施設といたしまして、文化芸術活動の拠点を置き、町民の主体的な活動の中から、本町の特徴に基づく優良なコンテンツを形成し、それを観光資源へと成長させていくという長期的な展望に基づく取組を考えております。

議員御指摘のとおり、道の駅のように物販等で利益を追求する施設でございましたら、 先に集客目標人数を提示いたしまして、プロポーザルにおいて実現可能な提案を求める 手法が考えられますが、本交流施設は商業施設などとは異なる施設の性質上、このたび のプロポーザルでは集客目標人数を提示し、建設と運営を一体的に担う事業体をプロポ ーザルで選定するといった手順では考えておりません。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 商業施設ではないから、利潤を追求する施設ではないから、先に集客目標人数を提示しない。そういうのは、私ちょっと違うんじゃないかと思うんですが、投資に見合う利用者数を設定をして、設定した利用者数を実現するための施設規模と運営内容についてプロポーザルで選定していくということだと、私は考えております。

次の質問に移ります。

全体事業費 1 3 億 6,000万ということですが、その内訳、そして財源について最初の答弁で補助率で説明をいただきましたが、結局町の負担額はいくらになるんでしょうか。

○議長(大瀬戸) 宗像都市整備課長。

○都市整備課長(宗像) 現時点での概算ではございますけれども、総事業費が13億6, 000万円で、そのうち財源としまして社会資本整備総合交付金が約6億4,000円、 借入れとなります起債が約6億5,000万円です。起債の償還時に交付税措置される 金額等を差し引きしまして、最終的には約6億円程度の負担になる見込みです。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 町の実質的な負担額、約6億ということです。分かりました。ほんとに 大きな金額です。

次の質問ですが、完成までのスケジュールですが、令和10年度に北側の公園整備の 完了をもって、この事業が完了するという説明でしたが、メインとなる体験交流施設、 これは令和7年度に完成するということです。この体験交流施設のオープンはいつにな るんでしょうか。

○議長(大瀬戸) 近藤課長。

○産業観光課長(近藤) 体験交流施設のオープンの時期でございますが、国の交付金の 状況にもよりますが、現在のところ令和5年9月末までには実施設計業務を完了し、そ の後入札により建設業者を選定。令和7年10月頃までには、体験交流施設の完成を目指しております。完成後は速やかにオープンの準備を行い、令和7年度下半期にはプレオープンが可能となるよう計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 施設整備後、早めにいうことですね。令和7年度後半のオープン予定と いうことが分かりました。

では、次の質問に移ります。

オープン後の運営ですが、筆の里工房の指定管理者である筆の里振興事業団の意見を聞きながら検討しているということですが、近年自治体が所有する公園の運営を民間の資金とノウハウを活用して、にぎわいを創出する公募設置管理制度、通称Park-PFIと呼ばれておりますが、このPark-PFIという取組が各地で行われております。国土交通省も都市公園などの質の向上に向けガイドラインを作成し、この手法の積極的な活用を自治体に呼び掛けております。

県内では、福山市が1年前からこのPark-PFIを導入しておりまして、市の中央公園を市民団体に貸し出し、その市民団体が園内にガーデンレストランや休憩スペースとなるあずまやなどを整備し、併せて管理運営を行っております。大変好評でにぎわっているというのが先般新聞等でも報道されておりました。また、広島市では平和大通り、100メートル道路の緑地帯のにぎわいづくりを、このPark-PFIの手法を活用するということを検討されているようです。

Park-PFIの取組ですが、自治体の財政負担の軽減を図りながら、にぎわいづくりができる手法として、現在各地で広がりを見せております。昨日も水原議員の質問にもありましたが、体験交流施設の運営について、Park-PFIの導入を検討するという御答弁があったところですが、私からも改めて、このPark-PFIの検討をお願いしたいと思いますが、町の考えについて伺います。

○議長(大瀬戸) 宗像課長。

○都市整備課長(宗像) 既に考えのほうをお話しさせていただいたところではございますけれども、新設する体験交流施設に Park - PFIの制度を活用した飲食機能の導入のほうを検討しております。民間活力を生かした充実した飲食サービスの提供や、周囲の自然や交流施設と一体的にデザインされたくつろげる空間づくりなどにより、文化芸術活動の参加者や観光客の利便性と快適性の向上について、官民共同により取り組むことを考えております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) ありがとうございました。積極的な導入について、よろしくお願いいた します。

次の質問です。

文化芸術アドバイザーについてです。御答弁では、水彩画家の野村重存さんのほか、 芸術系の大学の教授などを予定しているとのことですが、これ具体的な候補者について 伺います。

○議長(大瀬戸) 近藤課長。

○産業観光課長(近藤) 文化芸術アドバイザーの具体的な候補者でございますが、画家の野村重存さん以外では、現在では県内の大学で造形デザインなどを専門とする大学の教授、それから、観光プロダクト開発について関わっておられる観光連盟の職員、また筆を使った体験メニューや筆文化にも造詣の深い一般財団法人筆の里振興事業団の職員など、5名程度を予定しております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 分かりました。このアドバイザーなんですが、外部の専門家の方を入れることは大変いいことだと思います。町内だけで固めるいうのは、非常に内向きになり

ますので、ぜひ外部の活躍されておられる方を、積極的に登用をお願いできればと思います。

そうした外部の専門家の声、アイデア、提案をいただくことは非常に重要ですし、私 は個人的には星野リゾート社長の星野佳路さん辺りにもお願いして、協力いただければ、 これ最強の施設運営ができるんじゃないかというふうに思っております。

さて、今回は総事業費の13億6,000円という一大プロジェクトです。筆の里工房この周辺整備事業について質問をいたしました。何度も申し上げますが、こうした多額の投資をするわけですから、町民の方たちだけをターゲットにした施設ではほんとにもったいないことです。また、毎年多額の維持管理費を支出するだけの施設であってもなりません。日本中からたくさんの観光客に来ていただき、町内経済にも潤いをもたらす。そして、町民の皆さんからは熊野町の誇りとして自慢していただけるような魅力ある施設にすべきではないかと考えております。

改めて、最後に町長。この事業への意気込みをお聞かせ願えればと思います。

○議長(大瀬戸) 三村町長。

○町長(三村) 貴重な意見ありがとうございました。13億いくらという大変な事業でございます。もう着手して、用地取得とかいろいろやっておりますが、あと本体部分が残っております。こういったものを令和7年には中間施設といいますか、下半分を整備しオープンさせ、その残りの期間、それを公園整備にあてていきたいと考えております。

管理運営については、今までいろいろ考えは出たんですが、PFIというのが非常に魅力的な制度ではあるんですが、いろんな事例を調べてみますと、都市部については非常にうまく行っとるんですが、いわゆる熊野町とか、中山間地域と都市部の中間にあるような都市も含みますが、それらについては、表にはあまり表れていませんが、経営の行き詰まりということが生じております。そういったことを考えながら、施設全体はPFIをやりませんが、部分的なPFI、これが可能ならば、その施設に民間活力を入れて運用していきたいと考えております。

これからも補助金の獲得、非常に公園整備厳しい状況でございますが、着実にやっていきたいと思ってますんで、皆さんの御理解、御協力お願いしたいと思います。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長(大瀬戸) 以上で光本議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時35分とします。

(休憩 14時22分)

(再開 14時35分)

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を行います。

これより日程第2、報告第2号、繰越明許費繰越計算書(一般会計)について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 報告第2号、繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

令和3年度熊野町一般会計補正予算において議決をいただいた繰越明許費につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した事業や国の令和3年度補正予算により措置された補助事業など、合わせて4億3,835万8,000円を令和4年度に繰越しをしました。

事業の主な内容を款別に御説明いたします。

まず、総務費は住民基本台帳等事業におきまして、個人番号カードを利用した転入・ 転出手続ワンストップ化のためのシステム改修費用として358万円。

次に、民生費は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活困窮・非課税・子育て世帯への支援として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業など3事業合わせて1億9,289万9,000円。

農林水産事業費は、ため池や林地などの災害予防のための費用として、農業基盤整備

事業など2事業合わせまして1,933万円。

土木費は、筆の里工房周辺整備事業におきまして、造成等に要する経費として1億4, 100万円を計上するなど、7事業合わせて1億6,904万5,000円。

消防費は、災害予防及び応急対策事業におきまして、防災行政無線放送の個別受信機での受信不感地域の改善を目的とした中継局の整備に要する費用として891万円。

教育費は、小中学校感染症対応事業におきまして、児童生徒が安心して学ぶ環境を整備するために、各小中学校へ消毒液等の消耗品の購入や、臨時休校となった場合でも、 家庭で効果的な学習をするための学習ソフトの整備のため720万円。

最後に災害復旧費ですが、令和7年7月及び8月に発生した集中豪雨により被災した 施設を復旧する事業で、2事業合わせて3,739万4,000円を繰り越すものでござ います。

なお、財源につきましては、国の交付金や令和3年度に同意された地方債など、必要 な財源を合わせて繰越しをしております。

明細は、別紙繰越計算書のとおりでございますので、地方自治法施行令第146条第 2項の規定により報告させていただきます。

○議長(大瀬戸) ただいまの報告に対する質問はありませんか。

(「質問なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) ないようですので、以上で報告を終わります。

○議長(大瀬戸) これより日程第3、報告第3号、専決処分した損害賠償の額の報告に ついて、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 報告第3号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由 を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償に係る事故につきましては、令和3年8月15日、相手方が自動車で町道昭和線を走行中、アスファルト舗装の陥没部分にタイヤが落ち車体下部を損傷したものでございます。

この損傷について、損害賠償額を5万389円として示談が成立したことから、専決

処分したものでございます。

ここに、御報告申し上げます。

○議長(大瀬戸) ただいまの報告に対する質問はありませんか。

(「質問なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) ないようですので、以上で報告を終わります。

○議長(大瀬戸) これより日程第4、報告第4号、専決処分した損害賠償の額の報告に ついて、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 報告第4号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由 を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償の額の報告につきましては、令和4年1月19日、町消防団員 が消防積載車を出庫する際に、消防積載車の後部フレーム部分をシャッターの下部に接 触させ、シャッターを損傷させたものでございます。

この事故により、修理に要した費用の6万4,000円について、損害賠償額として施設管理者の承諾が得られたため、町長の専決処分事項の指定について、第2号の規定により、専決処分したものでございます。

ここに、御報告申し上げます。

○議長(大瀬戸) ただいまの報告に対する質問はありませんか。

(「質問なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 以上で報告を終わります。

○議長(大瀬戸) これより日程第5、議案第22号、専決処分した熊野町条例の一部を 改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 議案第22号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告

及び承認につきまして、説明を申し上げます。

専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布、翌4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

主な改正内容は、納税の環境整備や固定資産税の課税特例についての改正です。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大瀬戸) 西川住民生活部次長。

○住民生活部次長(西川) 専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例について、 詳細に説明をさせていただきます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が、3月31日に公布、翌4月1日に 施行されたことにより、3月31日までに関係条文を改正しなければならないものにつ いて専決処分を行ったものでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、1の「主な改正内容」の(1)納税環境整備につきましては、納税証明や固定 資産課税台帳または記載事項証明書に記載されている、DV被害者等の住所が明らかに されることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合 など、台帳の閲覧または証明書の交付が適当でないと認められる場合において、住所表 記の変更や削除など一定の措置を講じることとします。

続いて、(2)固定資産税(土地)の特例措置につきましては、土地に係る固定資産税について、コロナ前の地価の上昇に伴う負担の急増と、新型コロナウイルスの影響等による経済社会情勢の悪化とその後の回復状況を踏まえ、現行の負担調整措置の原則は維持しつつも、令和4年度は商業地等における課税標準額の増加を評価額の5%から2.5%に抑制する措置を講じることとします。

(3) のその他の条文整理につきましては、法律の改正に伴う用語の修正と関係条項のずれに関する修正を行うものです。

施行日につきましては、いずれも令和4年4月1日からです。 説明は以上です。 ○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第22号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第22号については原案のとおり可決されました。

○議長(大瀬戸) これより日程第6、議案第23号、専決処分した熊野町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及 び承認につきまして説明を申し上げます。

専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方 税法施行令等の一部を改正する政令の公布施行に伴い、令和4年4月1日施行期日分を 専決処分したものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る 課税限度額の引上げ規定の整備等でございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大瀬戸) 西川住民生活部次長。

○住民生活部次長(西川) 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

この条例は、令和4年4月1日に施行の地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、所要の条例改正が必要なため、専決処分で改正を行ったものでございます。

お手元の資料9ページ、資料2を御覧ください。

まず、1の「改正の理由」ですが、政令により、令和4年度の国民健康保険税の賦課限度額が引き上げられたことに伴い、被保険者間の税負担の公平性の確保及び低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額を政令に合わせて改正するものです。

2の「改正の内容」でございますが、国民健康保険税は、基礎課税、いわゆる医療保険分と、後期高齢者支援金分、介護保険分の3つの区分に分かれ算定し、それらの合計額を課税額としております。

今回の改正は、その医療保険分と後期高齢者支援金分の上限額の改正であり、医療保険分が、現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金分が19万円から20万円にそれぞれ引き上げられるもので、国民健康保険税全体の最高額が、現行の99万円から102万円になるものでございます。

施行期日は令和4年4月1日からです。

説明は以上です。

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第23号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については原案のとおり可決されました。

○議長(大瀬戸) これより日程第7、議案第24号、熊野町税条例等の一部を改正する 条例案についてを議題とします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 議案第24号、熊野町税条例等の一部を改正する条例案につきまして、 提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和4年度の税制改正による地方税法等の一部を改正する 法律の公布・施行に伴う税条例の改正でございます。

主な改正内容は、個人住民税における住宅ローン控除の特例の延長及び見直しや法律・省令等の改正による引用条項のずれの改正でございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(大瀬戸) 西川住民生活部次長。

○住民生活部次長(西川) 熊野町税条例等の一部を改正する条例案の詳細について、御 説明申し上げます。

令和4年度の地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、熊野町税条例等に所要 の改正を行うものでございます。

それでは、お手元の資料13ページ、資料3を御覧ください。

まず、1の「主な改正内容」(1)の住宅ローン控除の特例の延長及び見直しでございます。

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について、 所得税の特別控除の改正に合わせて、適用期限が4年延長となります。

これに伴い、対象者を現行の「令和3年12月31日までに入居した者」から「令和7年12月31日までに入居した者」へと改正いたします。

続きまして、(2)上場株式等の配当所得等に係る申告方式の選択の見直しでござい

ます。

こちらにつきましては、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるものでございます。

もともと、平成29年度税制改正により、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に 係る所得については、個人住民税において所得税と異なる課税方式を選択することが可 能でありましたが、税負担の公平性の観点や申告手続の簡素化のため、このたびの改正 において課税方式の選択ができなくなるものです。

最後の(3)につきましては、法律の改正に伴う関係条項のずれ、字句の修正などの 所要の改正でございます。

2、施行期日につきましては、(1)は、令和5年1月1日、(2)は、令和6年1月1日となっております。

説明は、以上でございます。

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

荒瀧議員。

○12番(荒瀧) 資料3(2)の件でございます。

株式の扱いでございます。新しい資本主義で、個人も投資しなさいと、所得倍増ではなくて、資産倍増というのが、岸田総理の考えのようでございますが、この方式に変えることによって、熊野町の住民税、いかほど上がりますか、下がりますか、お願いします。

○議長(大瀬戸) 西川住民生活部次長。

○住民生活部次長(西川) この(2)の上場株式等の配当所得額にかかる申告方式の選択の見直しですので、そこはちょっと、正直把握しかねてございます。申し訳ございません。

○議長(大瀬戸) 荒瀧議員。

○12番(荒瀧) 町内でどのぐらい投資にお金を使っていらっしゃる方がおられるかということの把握にもなりますし、結局この状態で総理が誘導されるようなものが本当にできるのかどうなのか。皆さん御存じのように、円はこれだけ安くなりました。株はどんどん下がっております。いろいろな意見がございますが、多分、政府の思いと実体経済は乖離しよりますから、この辺りを町としても財源を確保するためにはどうしたらいいかという知恵も持っとかないといけない時代に入っております。ぜひ御検討くださいませ。

○議長(大瀬戸) ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第24号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については原案のとおり可決されました。

○議長(大瀬戸) これより日程第8、議案第25号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 議案第25号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、昨年度安田女子大学と締結しました包括連携協定やこれから進める文化芸術アドバイザーの設置など、今後ますます大学の教授を中心とした専門家による行政課題の解決やまちづくりに御協力いただく必要がある中、適正な報酬を支

払うため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をします。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(大瀬戸) 西岡総務部次長。

○総務部次長(西岡) 議案第25号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料の27ページ、資料4を御覧ください。

初めに、1の「改正の趣旨」でございます。

提案説明にございましたとおり、このたびの条例案は、今後ますます大学の教授を中心とした専門家に行政課題の解決やまちづくりに御助力いただく必要がある中、現在条例で定めている額は、大学教授や専門家などに支払われる一般的な報酬額から乖離しているため、必要に応じて報酬額の引き上げを可能とするものでございます。

2の「改正内容」を御覧ください。

現在、報酬の額は、別表に定める額としておりますが、ただし書として、弁護士、大学の教授など高度の専門的な知識、経験を有する者について、国や近隣市町の状況に照らし合わせて2万円を上限に、必要に応じて日額報酬を支給することができるように改正するものです。

施行日につきましては、3に記載のとおり、公布の日から施行いたします。

説明は、以上でございます。

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

沖田議員。

○8番(沖田) 上限を2万円ということなんですけれども、この必要に応じてという場合、必要に応じての具体的な説明をお聞きしたいのと、あと上限が2万円となってますけれども、毎回2万円を支払われるのか、それとも1万5,000円だったり1万円だったりするのか、また、旅費交通費が含まれているのかどうかといったことをお伺いい

たします。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$
○総務部次長(西岡) 今回、上限2万円とさせていただいておりますが、今後、大学	教
授、弁護士等お願いした際に、常に2万円になるというわけではございません。	
今回、文化芸術アドバイザーにつきましては、広島県の報酬の適用しまして、1万	3
00円というふうにさせていただいております。	
以上でございます。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$
〇議長 (大瀬戸) 沖田議員。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$
○8番(沖田) すいません、再度お伺いします。	
旅費は別になるのかどうかといったことをお伺いします。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$
○議長 (大瀬戸) 荒瀧議員。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$
○12番(荒瀧) 価値という問題です。金銭的価値、意味的価値というのは、結果が	تلح
ういうものが出るかという評価が必要になります。	
基本的に、人間というのはずるいです。愚直ですから、できるだけ仕事をせずにた	<
さんお金をもらいたいという心があるんです。そんな中、それぞれ出てこられた方、	看
板は大学教授、何々とあるんですが、どれだけの知恵であり、イノベーションができ	た
かという評価の視点はこの中に入ってまいりますか。	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	$\sim$
〇議長(大瀬戸) 西村総務部長。	

$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$
○総務部長(西村) 今、議員さん申されました、頼む前に額のほうは、お願いする前に
は想定をしておりません。
以上でございます。
以上でこさいます。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○ 成以 (八旗) /
○12番(荒瀧) 基本的に、信頼関係というのがないといけないことでございます。だ
○12番 (元龍) 塞本的に、信頼関係というのかないといりないことでこといます。たから、1万円のお金であっても10万円の仕事をしてやろうという意気込みのある方、
この動機づけ、これが一番大事なんですよ、人間の能力を出すためには。
でも、往々にして、人間というのはそういう額が同じならできるだけ仕事しとうない
という心を持っているという現実も、私ら公務員、私らは特別公務員ですが、町会議員
の仕事も400万円ありますが、本当にそれだけの仕事をしとるのかという議論も当然
出てくるわけでございます。その辺も踏まえて、こういう1つの事例ですが考えつつ、
どのぐらい年収をお持ちですか。安田女子大学の教授の先生。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
〇議長 (大瀬戸) 西村部長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○総務部長(西村) すみません、ちょっと資料のほう持ち合わせておりません。すみま
せん。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(大瀬戸) 荒瀧議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○12番(荒瀧) 今、ここが国立大学も含めて非常に課題なんです。大体1,000万
円までいかないんですよ。国立の教授でも。600万円、700万円。能力のある人は
本を出したり、講演に出て、サイドビジネスでもうけるわけでございます。もうけると
いう報酬を当然として受けられるわけです。
それから、この辺りどちらがいいのかという評価は別といたしまして、やはりそうい

-169-

う活躍をされていらっしゃる方のほうが能力があるというふうに見るほうが正しいかと

思います。

それから、どのぐらいのアドバイザーとして活躍をされていらっしゃる方なのか、今の野村先生の力は存じ上げませんけども、風景画、これなんかは、非常にあったかいものを作られていらっしゃるように思いますので、後ほど申しますが、ぜひここの地区に関わらず、熊野全体のまちづくりにも関わっていただいて、能力があればもっと出してあげればいいと思いますね、評価を。そういう辺りの期待がありますよというのをぜひこの方らにお伝えくださいませ。よろしくお願いいたします。

○議長(大瀬戸) ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第25号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり可決されました。

○議長(大瀬戸) これより日程第9、議案第26号、専決処分した令和3年度熊野町介 護保険特別会計補正予算(専決第1号)の報告及び承認ついてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 議案第26号、専決処分した令和3年度熊野町介護保険特別会計補正予算(専決第1号)の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した令和3年度熊野町介護保険特別会計補正予算・専決第1号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳出予算の款・項の部分の金額を、「第1表歳入歳出予算補正」のとおり補正するもので、必要な予算措置を早急に措置する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでござ

います。

詳細につきましては、健康福祉部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(大瀬戸) 時光健康福祉部長。

○健康福祉部長(時光) 議案第26号、専決処分した令和3年度熊野町介護保険特別会 計補正予算(専決第1号)の報告及び承認の詳細について、御説明申し上げます。

介護予防・生活支援サービス事業のうち総合事業委託料でございますが、地域支援事業の総合事業として位置づけられております要支援者及び事業対象者等の介護サービス事業について、国保連に毎月支払う委託料となります。

この委託料は、実績を踏まえて支出見込額を算出し、増減を3月補正の際に精査しております。

今回、3月補正予算において減額補正する際、前年度からの増加率が反映できていないなどにより、支出見込額を過少に算出し、予算に66万6,000円の不足が生じることとなったものでございます。

今後、同様の誤りがないよう、過年度からの利用状況を十分に精査するよう注意して まいります。

説明は、以上でございます。

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第26号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

○議長(大瀬戸) これより日程第10、議案第27号、専決処分した令和4年度熊野町 一般会計補正予算(専決第1号)の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 議案第27号、専決処分した令和4年度熊野町一般会計補正予算(専決第1号)の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した令和4年度熊野町一般会計補正予算(専決第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,960万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億5,456万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給するための費用及び、これに対する国庫補助金2,960万3,000円を、歳入歳出予算にそれぞれ増額補正したもので、支給に係る予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第27号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

○議長(大瀬戸) これより日程第11、議案第28号、令和4年度熊野町一般会計補正 予算(第1号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(三村) 議案第28号、令和4年度熊野町一般会計補正予算(第1号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億7,906万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億3,362万2,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費について、また第3条で債務負担行為について、それぞれ お願いするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長(大瀬戸) 岩田副町長。

○副町長(岩田) 議案第28号、令和4年度熊野町一般会計補正予算(第1号)案について、その主な内容を説明させていただきます。

まず、歳入予算につきまして、御説明いたします。

10ページ・11ページをお開きください。

14款・国庫支出金の1項・国庫負担金では、2目・衛生費負担金におきまして、新型コロナウイルスのワクチン接種の財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策 費国庫負担金2,688万円の増額でございます。

次に、2項・国庫補助金では、1目・総務費補助金におきまして、新型コロナウイルス対応事業への財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,836万4,000円の増額。

自治体のオンライン手続の推進に係る財源として、デジタル基盤改革支援補助金63 9万3,000円の増額。

5目・教育費補助金におきまして、文化財保存活用地域計画の作成に係る財源として、

文化財芸術振興費補助金192万5,000円の増額でございます。

18款・繰入金の2項・基金繰入金では、1目・財政調整基金繰入金におきまして、予算の収支均衡を図るため、7,549万9,000円の増額でございます。

続きまして、歳出予算について、御説明いたします。

12ページ・13ページをお開きください。

2款・総務費の1項・総務管理費では、一般管理事業におきまして、訴訟に係る事務 委託料として、121万5,000円の増額。

庁舎維持管理事業におきましては、公共施設での感染症対策として、アクリルパーテーション購入など、40万円の増額でございます。

中段の2項・企画費では、行政情報化事業におきまして、行政手続のオンライン化やペーパーレス化を実現し、住民サービスの向上と業務効率化を同時に実現することを目的とした、庁内ネットワーク無線化やマイナポータルと基幹システムの連携などを実施するための費用として、5,289万8,000円の増額でございます。

下段の3款・民生費、1項・社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業。

次のページの3項・児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業につきましては、前年度事業の精算に伴う国庫支出金返還金として、6,279万2,000円、282万5,000円をそれぞれ計上してございます。

次の保育所等運営事業では、物価高騰の影響の中で給食を提供する保育施設に対して、 補助金を支給するための費用として、213万9,000円の計上でございます。

中段の4款・衛生費、1項・保健衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業におきまして、4回目接種に係る追加費用として、2,688万円の増額でございます。

下段の6款・1項・商工費では、商工振興事業におきまして、地域経済の活性化と生活者支援を目的とした割引クーポン券を全世帯に発行するための費用として、1億16 8万円の計上でございます。

16ページ・17ページをお開きください。

7款・土木費、4項・都市計画費では、筆の里工房周辺整備事業におきまして、文化 芸術アドバイザーの設置に係る費用として、34万4,000円の増額でございます。

中段の8款・1項・消防費では、災害予防及び応急対策事業におきまして、感染対策 として有効な避難時用マットや収納パレットなどを購入する費用として、604万円の 増額でございます。

下段の 9 款・教育費、 1 項・教育総務費では、学校支援事業におきまして、教員の負担軽減や事務の効率を図るため、校務支援システムを導入するための費用として、 1,471万6,000円の増額でございます。

18・19ページをお願いいたします。

4項・学校給食費につきましては、保育施設と同様に、物価高騰などの影響の中、給食を提供する事業者への補助金として、327万7,000円の計上でございます。

5項・社会教育費につきましては、文化財保護事業において、文化財保存活用地域計画を作成する費用として、385万5,000円の増額でございます。

最後に、4ページ・5ページにお戻りをください。

繰越明許費と債務負担行為補正について、御説明をさせていただきます。

第2表の繰越明許費につきましては、筆の里工房周辺整備事業において、年度内の執行が困難になった経費について、翌年度に繰り越して使用するため、3,748万3,00円を計上しております。

次に、第3表の債務負担行為補正につきましては、文化財保存活用地域計画作成業務として、令和4年度から令和5年度の期間における、限度額351万2,000円の債務負担行為を追加するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長(大瀬戸) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

沖田議員。

○8番(沖田) 17ページ、学校支援事業、公務支援システム1,471万6,000円についてなんですけれども、私、一般質問で過去2回ほど、この公務支援システムの導入を提案させていただきました。予算計上していただき、大変感謝申し上げるんですけれども、この公務支援システムについては、生徒の健康管理や成績管理など、システムごとに違っているといったことがあったり、それを統一されているのかどうかといったようなシステムの導入されている学校によって違うということをお伺いしているんですけれども、今回予算計上されているものについては、どのようになっているのか、お伺

いいたします。 ○議長(大瀬戸) 立花教育部次長。 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ ○教育部次長(立花) 議員御指摘のとおり、学籍情報であります成績管理、健康管理、 そういうものが複数システム導入されているとこもあったんですが、今回、考えている のは、全ての情報を統一いたしました、一元管理できる統合型のシステムの導入を考え ております。 以上です。 ○議長(大瀬戸) 沖田議員。 ○8番(沖田) ありがとうございます。 その公務支援システムなんですけれども、これ一般質問するときに、現場の教員にお 伺いしたんですけれども、県内の学校を移動する場合に、統一されていないということ で、教員としては、学校に移動があるたんびに、微妙に違っている公務支援システムに 戸惑うといったようなお声をいただいたんですけれども、今回、この導入される、統一 されているシステムというものは、県内ほかに同じようなものを入れているところがあ りましたら、お伺いいたします。 ○議長(大瀬戸) 立花次長。 ○教育部次長(立花) システムがいろんな市町で異なるという件なんですけれども、調 べたところ、まず安芸郡では、うちだけ入ってないんですけれども、ほかの町は全て同 じソフトで統一されております。そのほか主立った県内の市町につきましては、割と同 じようなシステムが入っているというふうに伺っております。 以上です。

〇議長(大瀬戸) 沖田議員。

○8番(沖田) ありがとうございました。 すいません、引き続き15ページなんですけれども、新型コロナウイルスのワクチン 接種事業2,688万円ということなんですが、これはファイザー社とモデルナ社のワ クチンということで考えてよろしいですか。 ○議長(大瀬戸) 時光健康福祉部長。 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ ○健康福祉部長(時光) 予算のほうではファイザーを使うということにしておりますけ ど、これは町外で打たれる方もいらっしゃいますので、どちらで打っても同じ金額で、 基本的は2,277円、この金額で計上しています。 $\hspace{-0.0cm} \sim \hspace{-0.0cm} \sim \hspace{-0$ ○議長(大瀬戸) 沖田議員。 ○8番(沖田) 今、武田社製のノババックスというワクチンが接種できるようになって おりますけれども、現在、熊野町内でファイザーとモデルナの接種はしていないけれど も、国産のワクチンであれば接種したいという方がいらっしゃると思いますけれども、 そういった方たちに対する接種の情報収集というか、情報周知ということについて、お 伺いいたします。 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ ○議長(大瀬戸) 時光部長。 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ ○健康福祉部長(時光) 現在、県のほうで、既にノババックス活用されています。 ただ、これアレルギーのせいで打てない方であるとか、そういうまず条件があって、 2つそうだったんですけど、それに当てはまらない人は、空きがある場合に打てるとい

うことになってます。

今後、市町のほうでもノババックスが配布されることになるんですけど、町内におい て、現在、それを打ってあげようというお医者さんがいらっしゃるかどうかというのを 調査をしているとこです。1医療機関打ってもいいですよということがありました。で、 もう一つは、要望があればやりますよというようなことがあります。

町内の方、どのくらいいらっしゃるかということもあるんですが、今のそのお医者さ

んにお願いするかどうかというのは、ちょっとまだ検討中というところです。

熊野の町内のことを申しますと、なかなか皆さん御存じでないこともあったので、ち

ょっと申します。

熊野町400年前に浄土真宗が入ってきております。それまでは、ほかの宗派です。 文化と宗教というのは、御存じのように、西洋では一体でございます。真宗は偶像崇拝 を排除します。ということは、文化財をめぐんです。偶像は。

次は、廃仏毀釈の明治維新です。その後建て直していくのが、太政官布告、明治22 年です。あの時代の文化財、これは、新しい幕藩体制から新政府にするという、学者が どんどん入ってきて、新しい息吹を持ってくるわけでございます。

だから、どんどん日本というのは壊すんです。壊しては壊しては、何が文化財か分からなくなっています。古ければええという問題でもないと思います。

特に、エリアが熊野と呉市にまたがっているような事業になると、熊野だけで解決する問題ではないです。特に苗代、本庄村であれば、呉市との話合いも大事なことになろうと思います。観光資源としても連動していく問題でございます。この辺り、どういう視点で入札の項目を作っていらっしゃるか、分かる範囲で教えてくださいませ。

○議長(大瀬戸) 近藤課長。

○産業観光課長(近藤) 今作成中ではあるんですけれども、事業の中で、ワークショップであったりとか、あと協議会を開いたりとか、地域の資源の掘り起こしであったりとか、そういったものを設計のほうに入れながら、今、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 荒瀧議員。

○12番(荒瀧) これを調べていく意味で、今、文化財保護委員会の委員長さんはどな たでございますかね。

○議長(大瀬戸) 近藤課長。

○産業観光課長(近藤) 山野さんです。ごめんなさい、伊藤さんです。申し訳ございま

せん。伊藤真由美県議です。

以上です。

○議長(大瀬戸) 荒瀧議員。

○12番(荒瀧) かなり長くされていらっしゃいます。県会議員の伊藤先生だと思いますが、ぜひいろんな教養や・・・を長年持ってこられていると思いますので、県の教育長、女性の教育長の方の御意見も聞きながら、クリティカルマインドで、文化財ってなかなか深いですよ。磨かないと文化財にならないものたくさんあります。そういう意味で、委員長さんに、ぜひお伝えをいただきたいと思います。

2番目、筆の里工房の文化芸術アドバイザーの件でございます。

先ほど申しましたように、大事な人材なんです。今、日本の経済全てを立て直せるかどうか、過渡期です。上を向くか、下を向くかです。今までどおりやりよるとだめですからね。

後藤新平のようなんが出てこなあからんのんですが、このビジョンがなかなか出せん のですが、前に私、筆の里工房、外部監査を入れてくださいというお願いしました。決 して工房が悪いことしとるという意味じゃないんです。方向づけをどうするか。

今日、光本議員からも出たように、星野さんなんかが見られて、もうちょっとこの辺り観光的要素が出るよというようなビジョンをアドバイスいただく人が必要だろうと思うわけでございますが、そういうメンバー、このメンバーの中にそういう視点がある方がおられますか。

○議長(大瀬戸) 近藤課長。

○産業観光課長(近藤) 今、文化芸術アドバイザーの選定中でございまして、その辺り 大学の教授であったりとか、いろんな専門分野の方に、今お声がけをしている状況でご ざいます。

以上です。

○議長(大瀬戸) 荒瀧議員。

○12番(荒瀧) ちょっと辛口のことを申しますと、西村前々町長があの施設を作られたです。英断です。あのとき、仁田一也さんというのが館長でございました。かなり素養のある方でございます。

あの施設があるために、ばっかりにと言ったらあれですが、国宝もまいりました。格好だけは美術館の体になっておるわけです。でも、足元が芸術的か文化的か、非常に怪しいです。熊野から芸術家が出てますか。育てていってますか。この辺りをやはり考えて、進めていかなくちゃいけないと思います。ぜひ、このアドバイザーの方に力を発揮していただくような環境を進めていかなくちゃいけないと思います。

この進め方はどういうふうになりますか。会議か何かされるんですか。

○議長(大瀬戸) 近藤課長。

○産業観光課長(近藤) 定期的に会議を行いながら、まずは筆の里工房の北側のプロポーザルの設計、建屋部分について、アドバイスをいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(大瀬戸) 荒瀧議員。

○12番(荒瀧) そういう視点をお持ちだとは、ちょっと分かりませんね、この方々は。 絵を描く方、芸術家の方、観光、やっぱり事業ができるという方が1人もおられません。 そういう意味では、非常に危険の多い事業でございます。

それから、どんどんアドバイザーも増やしていただいて結構だと思います。今の星野さんが来たい、やったろう言われたら呼びゃあええと思います。私も頼んでみようと思うんですが、あるルートから。水戸岡さん、遊びに来ていただいたら、私は非常にありがたい。

○12番(荒瀧) そういう意味で、ぜひ一流の方に来ていただいて、本音の話をしていただくようにお願いしたいと思います。

\sim
○議長(大瀬戸) よろしいですか。
竹爪議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○6番(竹爪) 14・15ページでございます。
商工費なんですけど、今回が3度目だと思います。熊野町地域経済応援クーポン券事
業ですけど、これはどの時期に、これ承認した場合、どの時期に始まって、それから、
前回のとき、実はクーポン券の配布についてですけど、随分ちょっと混乱があったよう
に感じております。その辺も改善をしていただきながら、この事業を進めていただきた
いなと思っておりますので、ちょっとお願いいたします。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(大瀬戸) 近藤産業観光課長。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○産業観光課長(近藤) 実施の時期なんですけれども、7月中旬には、業者を選定いた
しまして、それから9月の下旬から3か月程度利用期間という形で考えております。
先ほど議員言われましたように、クーポン券が開始日に届いていないというような話
もございましたので、その辺り郵便局のほうと協議をしながら、余裕を持ったスケジュ
ールで進めていきたいと思っております。
以上です。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○議長(大瀬戸) 竹爪議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○6番(竹爪) ありがとうございます。このクーポン事業をきちっとした形で、また住
民にわたりますように、ひとつよろしくお願いいたします。
$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$
○議長(大瀬戸) ほかにございませんか。
光本議員。
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
○3番(光本) 19ページです。
文化財保護事業で先ほどの、報酬、文化財保存活用地域計画協議会、これ委員報酬だ

と思うんですが、委員の人数と、どういう分野の方なのか、それと、協議会の年間の開催回数、それと運営方法などについて、お願いします。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

○議長(大瀬戸) 近藤産業観光課長。

~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

○産業観光課長(近藤) 協議会でございますが、一応10名以内ということで、今選定をしております。分野的には、大学の教授であったりとか、あとは町の文化財に知見のある方、それから商工会であるとか、そういった、当然文化財保護審議会のほうにも入っていただきながら、メンバーを決めていきたいというふうに思っております。

年内には、3回程度協議会のほう行いまして、実施方針であったりとか、文化財の掘り起こしであったりとか、その辺りの協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(大瀬戸) 光本議員。

○3番(光本) 詳しくありがとうございました。

続いて、15ページ、保育所等運営事業、物価高騰の影響を受け給食を提供している 保育施設に対する補助金という説明でしたが、この補助金213万9,000円ですが、 各施設の支給する額のそれぞれちょっと教えてください。

それと、その額の積算根拠、児童数なのか、給食数なのか、いうところを含めてお願いします。

○議長(大瀬戸) 佛圓子育て支援課長。

○子育て支援課長(佛圓) まず、積算根拠ですが、総務省が発表しています消費者物価指数、これを参考に上昇率などを加味しまして、月額で、上昇分を330円上限と見込んでおります。その範囲内で、それ掛ける園児数ということで、それを上限に各施設、町内の保育施設のほうに補助をしたいと考えております。各個別の園の人数等、ちょっと今把握してないんであれなんですが、一応全体では、そういった基準額で計算したい

| 以上です。 |
|--|
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| ○3番(光本) ありがとうございました。 |
| 後ほど、各施設ごとのを教えてください。 |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| 沖田議員。 ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| ○8番(沖田) この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用方法につ |
| いてなんですけれども、今回、様々な支援のための補正予算を組んでいただいておりま |
| すけれども、昨年組んでいただきました水道料金の減免ですよね。このたび予算計上さ |
| れていませんが、その理由について、お伺いいたします。 |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| ○建設農林部長(堂森) 以前、2か月間ということで、水道料金の減免をさせていただ |
| きました。今回については、まだ今の段階では、ちょっと家のほうで、ずっと巣ごもっ |
| てという段階ではなくなっているというようなことも踏まえて、ちょっと今の時点では |
| ちょっとそこまでは検討しておりません。 |
| 以上です。 |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| ○議長(大瀬戸) 沖田議員。 |
| ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~ |
| ○8番(沖田) 広く町民に支援をするためには、公共料金の減免というのは、効果的だ |
| と思われるのですが、前回も基本料金のみでしたので、あまり効果がなかったのかなと |
| いう気もするんですが、海田町や市内から転入されてこられた方には、水道料金、熊野 |
| 町に来て倍以上になっているという負担もありますので、また今後考えていただければ |

と考えています。

と思います。

○議長(大瀬戸) ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) ないようですので、これをもって質疑を終結します。 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第28号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

○議長(大瀬戸) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

(散会 15時45分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員